

第1回 持続可能な観光指標に関する検討会 議事次第

令和元年8月23日(金) 15時00分～17時00分
経済産業省別館 235会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 検討会の設置趣旨等について
- (2) 持続可能な観光指標について
- (3) 意見交換
- (4) その他

3. 閉 会

【配付資料】

1. 議事次第
2. 配席図
3. 持続可能な観光推進本部の設置について
4. 持続可能な観光指標に関する検討会の設置について
5. 持続可能な観光指標について
6. 指標の例
7. 今後の課題について
8. 委員略歴等
9. 委員配付資料
10. 今後のスケジュール

第1回 持続可能な観光指標に関する検討会 配席図

資料2

日時: 令和元年8月23日(金) 15時00分～17時00分
 場所: 経済産業省別館 235会議室

出入口

観光庁

事務局(外客受入担当参事官室)

受付

随席

プレス

(参観 国際 関係 担当)官庁	観 光 産 業 課 長	(参観 外客 受入 担当)官庁	国 際 観 光 部 長	国 際 観 光 課 長	(参観 旅行 振興 担当)官庁
○	○	○	○	○	○

観
光
地
域
振
興
課
長 ○

観
光
資
源
課
長 ○

総
合
政
策
局
環
境
政
策
課
企
画
官 ○

国
連
世
界
観
光
機
関
(
U
N
W
T
O
)
駐
日
事
務
所
副
代
表 ○

日
本
観
光
振
興
協
会
副
理
事 ○

総
合
政
策
局
公
共
事
業
企
画
調
整
課
事
業
総
括
調
整
官 ○

総
合
政
策
局
交
通
政
策
課
長 ○

京
都
市
産
業
観
光
局
観
光
戦
略
課
長 ○

鎌
倉
市
市
民
生
活
部
観
光
課
担
当
係
長 ○

国
際
協
力
機
構
(
J
I
C
A
)
主
任
調
査
役
(
オ
ブ
ザ
ー
バ
ー
) ○

○	○	○	○	○	○
(C O S T O) 理 事 局	マ イク ・ ハ リ ス 委 員	小 林 委 員	加 藤 委 員	高 山 委 員	古 屋 委 員

委員随席

平成30年6月18日
観光庁総務課
令和元年6月10日
一部改正
令和元年8月23日
一部改正

持続可能な観光推進本部の設置について

我が国が真の「観光先進国」を目指す上で、増加する観光客のニーズと観光地の地域住民の生活環境の調和を図り、両者の共存・共生に関する対応策のあり方を総合的に検討・推進するため、観光庁に「持続可能な観光推進本部」を6月18日付で以下の通り設置することとする。

記

本部長	観光庁長官
副本部長	観光庁次長
事務局長	観光地域振興部長
本部員	観光庁審議官
	国際観光部長
	総務課長
	観光戦略課長
	観光統計調査室長
	観光産業課長
	参事官（旅行振興担当）
	旅行業務適正化指導室長
	参事官（観光人材政策担当）
	国際観光課長
	アジア市場推進室長
	欧米豪市場推進室長
	新市場開発室長
	参事官（国際関係担当）
	参事官（MICE推進担当）
	参事官
	観光地域振興課長
	広域連携推進室長
	観光地域政策企画室長
	観光資源課長
	地域資源活用推進室長
	新コンテンツ開発推進室長
	参事官（外客受入担当）【事務局】
	外客安全対策室長

オブザーバー 国土交通省総合政策局 環境政策課長
国土交通政策研究所 総括主任研究官

※ なお、全国10ブロックに設置された「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」の枠組みも活用して、地方自治体や観光地域づくり法人（DMO）等を通じて地方の現場の状況を継続的に把握し、現場で必要な対策の検討・実施を行う。

持続可能な観光指標に関する検討会の設置について

令和元年8月23日
観光庁持続可能な観光推進本部

1. 趣旨

本格的な人口減少時代を迎えた我が国にとって、観光は成長戦略の柱であり、地方創生の切り札であるが、一部の観光地においては、急速な外国人観光旅行者の増加も一因として、地域住民や訪問する旅行者の間で、混雑やマナー違反などの課題への関心が高まっており、これに呼応していわゆるオーバーツーリズムに関連する報道もしばしば見受けられるようになっている。

我が国としては、そうした現状にあっても課題を克服し、外国人旅行者数について、2020年4,000万人、2030年6,000万人等の目標を着実に達成すると同時に、各地方自治体や観光地域づくり法人（DMO）等による適切な観光地経営の導入を通じて、地域社会における経済利益や旅行者・コミュニティ・文化資源・環境に対する利益の最大化、悪影響の最小化などにより「持続可能な観光先進国」を実現していく。

上記の背景を踏まえ、今後の持続可能な観光の推進に資するべく、有識者や地方自治体からのヒアリング等を通じて、各地方自治体や観光地域づくり法人（DMO）等が多面的な現状把握の結果に基づき持続可能な観光地経営を行うよう、国際基準に準拠した「持続可能な観光指標」を開発・普及するため、観光庁に「持続可能な観光指標に関する検討会」を設置する。

2. 構成

- (1) 検討会は、別紙に掲げる委員によって構成する。
- (2) より実務に則した検討を行うため、委員のほかヒアリングのために別途外部有識者を招聘することができる。

3. 検討事項

- ・ 日本版持続可能な観光指標の内容
- ・ 今後（来年度以降）の課題の整理

4. 運営

- (1) 検討会には、座長を1名置く。
- (2) 座長は、検討会の議長として、議事の進行に当たる。
- (3) 本検討会の議事概要及び資料は原則公開とする。

5. 庶務

本検討会の庶務は、観光庁外客受入担当参事官室において処理する。

6. その他

1. ～ 4. に定める事項のほか、本検討会の運営に必要な事項その他必要な事項は、座長が定める。

持続可能な観光指標に関する検討会 委員名簿

(敬称略・順不同)

加藤 久美 和歌山大学観光学部観光学科教授 国際観光学研究センター センター長
高山 傑 グローバルサステイナブルツーリズム協議会 (G S T C) 公認講師/
グリーンデスティネーションズ審査員
古屋 秀樹 東洋大学国際観光学部 教授
小林 英俊 北海道大学観光学高等研究センター 客員教授
山田 拓 株式会社美ら地球 代表取締役
マイク ハリス 株式会社キャニオンズ 代表取締役

福原 和弥 京都市産業観光局観光戦略担当部長
廣川 正 鎌倉市市民生活部次長観光課長事務取扱

鈴木 宏子 国連世界観光機関 (U N W T O) 駐日事務所 副代表
亀山 秀一 日本政府観光局 (J N T O) 理事
久保田 穰 日本観光振興協会 副理事長

村田 茂樹 観光庁観光地域振興部長
高科 淳 観光庁国際観光部長
多田 浩人 観光庁観光産業課長
奈良 和美 観光庁参事官 (旅行振興担当)
小林 太郎 観光庁国際観光課長
町田 倫代 観光庁参事官 (国際関係担当)
冨樫 篤英 観光庁観光地域振興課長
河田 敦弥 観光庁観光資源課長
田口 芳郎 観光庁参事官 (外客受入担当)
川埜 亮 総合政策局環境政策課長
蔵持 京治 総合政策局交通政策課長
藤田 士郎 総合政策局公共事業企画調整課事業総括調整官

<オブザーバー>

浦野 義人 独立行政法人国際協力機構 (J I C A) 主任調査役

持続可能な観光指標について

令和元年8月23日
観光庁

背景

- 我が国における観光政策は、政府一丸となった取組の推進によって、順調に進展し、国内各地に消費の拡大や雇用の誘発などの効果をもたらしている。
- 他方、急速な訪日外国人旅行者の増加も一因として、一部の観光地においては、地域住民や訪問する旅行者の間で、**混雑やマナー違反などの課題への関心が高まっており**、これに呼応して、いわゆる**オーバーツーリズムに関連する報道もしばしば見受けられる**ようになっている。
- 持続可能な観光の実現については、世界各国の共通の関心事項となっており、本年10月に北海道倶知安町にて開催されるG20観光大臣会合においても活発な議論がなされることが見込まれている。



混雑する海外の観光地



倶知安町から望む羊蹄山

観光庁としての対応

持続可能な観光推進本部の設置（2018年6月）

- 上記の背景を踏まえ、観光庁長官を本部長として「**持続可能な観光推進本部**」を新たに設置し、持続可能な観光の実現に庁を挙げて取り組む体制を整備。
- 本部では、地方自治体へのアンケート調査や、地方自治体・有識者へのヒアリング等を踏まえ、国内外の先進事例を整理するとともに、観光庁としての今後の取組の方向性について検討してきたところ。

報告書（「持続可能な観光先進国に向けて」）のとりまとめ・公表（2019年6月）

- 本部における検討結果を踏まえて、**報告書**をとりまとめ・公表し、地方自治体や観光地域づくり法人（DMO）等の関係者に対して、**国内外の先進事例を提示しつつ、観光庁としての今後の取組の方向性を整理**。

各地域の先進事例



パーク&レールライドパス
(鎌倉市)

マナー啓発リーフレット
(京都市)

今後の取組の方向性

我が国における現状

<各主要観光地における状況>

- 調査（※）に回答した**全ての地方自治体が、訪問する旅行者の増加に関連する課題の発生を認識しており、特に近年では混雑やマナー違反に関する個別課題を強く意識する傾向にある。さらに、当該地方自治体の多くがこれらの課題に対する様々な対応策を講じ始めている。**

※ 観光庁・国土交通政策研究所が、主要観光地を抱える全国計214の地方自治体を対象にアンケート調査を実施。138の地方自治体から回答あり。

<全国的な傾向>

- **以下の状況から、全国的な傾向としては、現時点においては、他の主要観光国と比較しても「オーバーツーリズム」（※）が広く発生するには至っていないと言える。**
 - ① 観光が市民生活にネガティブな影響を与えていると感じている人々の割合や、観光地のマネジメントに改善を求める人々の割合は、他国に比べて相当程度低い（UNWTO調査より）
 - ② 訪日外国人旅行者数が近年急増するなかでも、訪日外国人旅行者の満足度は低下しておらず、非常に高いレベルで推移（観光庁調査より）
 - ③ 観光地で訪日外国人旅行者が増加したという情報は、大半の日本人旅行者の旅行判断にほとんど影響を及ぼしていない（観光庁調査より）

※ 「観光地やその観光地に暮らす住民の生活の質、及び／或いは訪れる旅行者の体験の質に対して、観光が過度に与えるネガティブな影響」（UNWTOリーフレットにおいて引用されている定義）



今後の取組の方向性

- 外国人旅行者数について、2020年4,000万人、2030年6,000万人等の目標を着実に達成すると同時に、各地方自治体や観光地域づくり法人（DMO）による適切な観光地経営の導入を通じて、地域社会における経済利益や旅行者・コミュニティ・文化資源・環境に対する利益の最大化、悪影響の最小化などにより「持続可能な観光先進国」を実現していく。
 - **京都等の代表的な観光地において、関係地方自治体と協力して、混雑やマナー違反对策等に関するモデル事業等を実施し、観光庁で収集した国内外の先行事例とともに、全国に横展開していく。**
 - **各地方自治体や観光地域づくり法人（DMO）が多面的な現状把握の結果に基づき持続可能な観光地経営を行うよう、国際基準に準拠した「持続可能な観光指標」を開発・普及していく。**

持続可能な観光指標 導入のメリット

持続可能な観光指標導入のメリット

継続的なモニタリングと、証拠に基づいた地域の観光政策の策定や計画づくりを可能とする。

- ✓ 基準の達成度を評価し、**継続的なモニタリングの支援**となる。
- ✓ 地域の**現状、課題、成長のチャンス**を認識し、とるべきアクションが明確になる。
- ✓ 地域の強みを知り、**地域の目標や目指す姿を明確**にできる。
 - 地域の観光関係者が**一体となり、同じ目標に向けて取り組む**ようになる。
- ✓ 地域全体で**サステナブルツーリズムを理解し、導入するきっかけ**となる。
 - 観光関連事業者が持続可能な観光プログラムづくりの**指針**となる。
- ✓ 課題や改善手法を**他の国や地域と共有することで、相互で改善のための手法が適用**できる。
- ✓ 地域全体で持続可能性を推進することで、**国際競争力**が高まる。
- ✓ **消費者やメディア**がサステナブルツーリズムを推進する観光地であるかを判断できる。
- ✓ 持続可能な観光の推進を担う人材育成や研修のための**基本のガイドライン**となる。



国際標準かつ「日本版」であることの必要性

既存の持続可能な観光指標では、我が国の風土や現状に必ずしも適していないことから、**我が国の風土や現状に適した内容に見直し、運用する必要**（日本版の例：混雑・マナー違反への取組、災害対応、住民理解等）。

日本の特性を踏まえた国際指標の活用により、**国際競争力の向上、地域社会における経済利益や旅行者・コミュニティ・文化資源・環境に対する利益の最大化、悪影響の最小化を図り、「持続可能な観光先進国」を実現。**

日本版持続可能な観光指標の開発・普及に当たって

日本版持続可能な観光指標の開発・普及に当たっては、以下の基本的考え方に則って議論を進めて頂きたい。

- ✓ 訪日外国人旅行者数2020年4,000万人等の政府目標の達成に資するため、各観光地の取組が海外からの高い評価に結びつくよう、国際的な指標や認証システムに準拠していること。
- ✓ 各自治体や観光地域づくり法人（DMO）が、オーバーツーリズムへの対応を含め、各観光地の適切なマネジメントを進めるに当たっての指針となるものであること。そういう観点で、日本の観光地の特性を反映したものであること。
- ✓ 自治体、DMO、観光産業関係者、地域住民等、観光地に関わる多様なステークホルダー間の合意形成に資するものであること。
- ✓ 各自治体、DMO等にとって、導入にあたって過度の人的・財政的負担となるものではないこと。
- ✓ 観光地間での比較や経年での変化の把握が可能となるように、全国統一的で、持続可能な仕組みにすること。

令和元年度 持続可能な観光推進本部 スケジュール

持続可能な観光の実現に向け、地方自治体や観光地域づくり法人（DMO）等が適切な観光地マネジメントを実施できる仕組みとしての「日本版持続可能な観光指標」を開発し、次年度以降、それを用いた観光地マネジメントにより、課題解決に向けた取組等を推進していく。

		2019年		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2020年		4月	5月	夏	秋	冬	...		
		4月	5月								1月	2月	3月							
持続可能な観光推進本部				<ul style="list-style-type: none"> ・プレスリリース（「持続可能な観光先進国に向けて」）（6月12日） ・第2回持続可能な観光推進本部開催（「持続可能な観光先進国に向けて」の審議、承認）（6月10日） 		<ul style="list-style-type: none"> ・「持続可能な観光指標に関する検討会」の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回持続可能な観光指標に関する検討会開催（海外事例の検討、今後の課題・方向性について）（8月23日） 		<ul style="list-style-type: none"> ・第2回持続可能な観光指標に関する検討会開催（地方自治体ヒアリング①）（10月30日） 		<ul style="list-style-type: none"> ・第3回持続可能な観光指標に関する検討会開催（地方自治体ヒアリング②、日本版持続可能な観光指標（仮）を開発（12月10日） 		<ul style="list-style-type: none"> ・任意の地方自治体において仮指標の試験導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本版持続可能な観光指標」のモデル実施地区の公募【P】 ・持続可能な観光推進本部開催 ・「日本版持続可能な観光指標」の審議・承認 	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本版持続可能な観光指標」の英訳手続 	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本版持続可能な観光指標」のGSTC公認取得手続開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・公募当選地区での「日本版持続可能な観光指標」モデル実施【P】 	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本版持続可能な観光指標」の国際公認取得 	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本版持続可能な観光指標」の本格運用 	
	運輸局実証事業等				<ul style="list-style-type: none"> ・GSTC公認指標の導入事業開始（ニセコ・阿寒） ・外国人観光客向けマナー啓発事業開始（京都市） 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光に関する定量的データ収集及び住民解促進に関する調査事業開始（鎌倉市） 	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 推進本部からも参加 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・GSTC公認トレーニングプログラムの実施（ニセコ）（9月30日～10月2日）・阿寒 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の理解促進に向けた情報公開（鎌倉市） 	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 情報共有 </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> ・改善点の抽出 ・評価要領の検討など </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・運輸局実証事業結果とりまとめ 	以後、「日本版持続可能な観光指標」そのものや認証等申請手続の普及・定着に向けた取組を推進						※ 今後の調査・検討状況等により、スケジュールの変更はあり得る	

適宜、本部と運輸局、地方自治体間で情報共有を図りつつ、指標の制作を推進

検討会において議論頂く論点

1. 「日本版」をどのように解釈し、指標に反映させるか
2. 誰が指標を開発し、管理をするのか
3. 誰が指標に基づく観光地の評価を行うのか
4. 誰がどのようにして指標を普及させるのか
(指標そのものの説明、及び、活用方法や活用支援等)
5. 研修の方法、プログラムの内容、ツール類の作成について
6. 研修を受講する場合の費用は誰が負担するのか
7. 指標を導入する観光地のメリットは何か

持続可能な観光に関する基本的理解

- **持続可能な観光とは:** 国連世界観光機関 (UNWTO) の定義
【1988年】文化的完全性、(地球に) 不可欠な生態学的作用、生物多様性、生命維持システムを持続可能なものとしながら**経済的、社会的、審美的ニーズを満たす方法で、すべての資源を管理しているような観光**
↓
【2017年】訪問客、業界、環境および訪問客を受け入れるコミュニティのニーズに対応しつつ、現在および将来の**経済、社会、環境への影響を十分に考慮する観光**
- **持続可能な観光指標:** サステナブル・ツーリズムの実現を補完するツール
地域や観光地の持続可能性を測定、監視、改善するためのツールであり、観光によるポジティブな側面だけでなく、ネガティブな側面も含めた**多面的な実態把握**を促すもの

持続可能な観光指標の開発経緯

1988年 UNWTOによる「サステナブル・ツーリズム」の定義

1993年 UNWTO「**ツーリズムの持続的マネジメントのための指標**」提唱、以降パイロット研究など実施

2004年 UNWTO「**観光地のための持続可能な開発指標・ガイドブック**」を公表

観光地の持続可能指標の有効性を論じるとともに、複数の事例を掲載して、指標の活用を促している。

様々な
ニーズ

- ・UNWTOの全加盟国での指標の適用を想定、先進国には適さない項目も少なくない。先進国にも適した指標へのニーズ
- ・エコツーリズム人気の上昇に伴い、宿泊施設やツアーオペレーターへの認証制度やエコラベルが乱立、信頼できる評価基準へのニーズ
- ・観光の成長に伴い、地域コミュニティのニーズや観光地マネジメントの観点を踏まえた指標へのニーズ

2008年 **グローバルサステナブルツーリズム協議会** (Global Sustainable Tourism Council : GSTC) 発足

※国連財団が既存の認証制度と基準の研究を開始、世界50以上の団体が連合して**持続可能な観光の国際基準**を作りを目指す。

2008年 GSTC 最初の「世界規模での持続可能な観光基準」(観光産業向け)を公表

2013年 GSTC 観光地向け基準「Global Sustainable Tourism Criteria for Destination」を策定

2016年 GSTC 観光産業向け基準を改訂

国連世界観光機関 (UNWTO) の活動

「経済的発展、国際間の理解、平和及び繁栄に寄与するため、並びに人種、性、言語または宗教による差別なく、すべての者のために人権および基本的目的を普遍的に尊重し、および遵守することに寄与するため、観光を振興しおよび発展させること」を活動目的としている。

UNWTOによる持続可能な観光のためのガイドブック (2004年)

持続可能な観光地の三要件:

①観光資源の最適化、②ホストコミュニティの社会文化的真正性の尊重、③長期的経済活動の保障

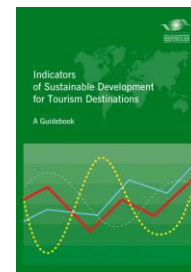
観光地におけるこの三要件の到達度を客観的かつ端的に表す指標「Sustainable Tourism Indicators : STI」を設定

特徴① 持続可能性に関わる課題を基本に13の大項目と42の中項目から構成。中核指標として12大項目、29指標を設定

特徴② 地域の実情を踏まえた指標が望ましいことから、島嶼、山岳、都市等の観光特性に応じた項目、指標も設定

特徴③ 以下を通して、観光客の高いレベルの満足を維持することが必要であるとしている

- ✓ 関連するすべてのステークホルダーの参画
- ✓ 幅広い参加と確実な合意形成のための強い政治的リーダーシップ
- ✓ 観光の影響をモニタリングする継続的取り組み



※地域社会の環境、文化・社会、経済面の3つの要素を網羅するための12の原則を提示(2005年、UNEP&UNWTO)

- | | | | | | |
|--------------|----------|------------|-----------|-----------|-------------|
| 1. 経済の存続 | 2. 地域の繁栄 | 3. 雇用の質 | 4. 社会の平等 | 5. 観光客の満足 | 6. 地域の管理 |
| 7. コミュニティの福祉 | 8. 文化の繁栄 | 9. 自然界の完全性 | 10. 生物多様性 | 11. 資源の効率 | 12. 環境汚染の回避 |

※ ガイドブックは、持続可能な観光地を目指す地域の意思決定者（観光地のマネジメントを行う組織、地方自治体等）への支援を目的に作成された。観光産業、文化資源や自然保護地域の管理者、地域コミュニティ等も対象としている。

一方で、途上国等を含むUNWTOの全加盟国での指標の適用を想定しているため、先進国には適さない項目も少なくない。

グローバル・サステナブルツーリズム協議会（Global Sustainable Tourism Council）の活動

2008年に世界50以上の団体が連合して、**持続可能な観光の国際基準を作るために発足**。その後、国連環境計画、UNWTOの呼び掛けにより、**持続可能な観光の共同理解を深めることを目的に活動する協議会**となる。2008年観光産業向け（GSTC-I）、2013年観光地向け（GSTC-D）を開発、管理・普及活動を行っている。GSTCの基準は「最低限順守すべき項目」と位置付けられ、国連加盟国での順守が求められている。2019年、指標を見直し中。

GSTCによる持続可能な観光の国際基準

2013年：観光地向けの基準「Global Sustainable Tourism Criteria for Destination」策定

- ・**先進国でも活用しやすく、地域コミュニティのニーズや観光地マネジメントの観点を踏まえた、信頼性の高い指標の必要性へ対応**
- ・**国連ミレニアム開発目標（2000年採択）である地球規模の課題にも対応する形で策定**

【指標内容】サステナブルツーリズムの実現のために、留意すべきことを**4つのテーマをもとに策定：41項目、105の指標**

- ① 持続可能な観光地管理
- ② 地域社会の経済利益の最大化、悪影響の最小化
- ③ コミュニティ、旅行者、文化資源に対する利益の最大化、悪影響の最小化
- ④ 環境に対する利益の最大化、悪影響の最小化

※ 105の指標は、必須の41項目を達成するために活用可能な指標として提案されているもので、**全指標で基準を満たす必要があるということではない。**

【GSTC認証制度】 GSTC指定の第三者機関による認証制度も設置。**GSTC基準のもとで評価し、基準を達成することで、「GSTC認証」**が得られる。観光地、宿泊、ツアーオペレーター向け認証があり、指標数は各機関により異なる。

認証制度の主なメリット：

- ・向かう目標が明確になる
- ・国際的認知度・国際競争力の向上
- ・利用者・旅行者が、持続可能な観光に資する地域や商品を選択しやすくなる 等
- ・認証により、プライド・モチベーションアップ
- ・競争との差別化
- ・他国・地域との情報共有機会や国際ネットワークの拡大

【各国、地域への展開】 **各国、地域では、GSTC基準に準拠した、サステナブルツーリズムのガイドラインや地域限定の指標を設定。**

例：タイ、韓国（水原主導）、インドネシアなど。日本では初めて、岩手県釜石市がグリーン・デスティネーションズ・スタンダードの導入を進めている。

世界で主に活用されている指標

資料5-2

汎用的な持続可能な観光指標（国際機関等で開発されたもの）	
名称	概要
UNWTO Indicators of Sustainable Development for Tourism Destinations : A Guidebook (UNWTO ガイドブック)	UNWTOによる指標とガイドブックガイドブック ①(環境)観光資源の利用の最適化、②(社会文化)受入れ社会の社会文化的真正性の尊重、③(経済)長期的経済活動の保証を目標とした評価指標を設定
GSTC: Global Sustainable Tourism Criteria for Destinations (GSTC-D)	GSTCによって開発された指標。経済、社会文化、環境の3ボトムラインにマネジメントを加えた4つの面から体系化。
GSTC認証機関による持続可能な観光指標	
Green Destinations 認証基準	GSTC-Dをベースとした持続可能性に関するデスティネーション向け観光指標
EarthCheck 認証基準	GSTC-Dをベースとした持続可能性に関するデスティネーション向け観光指標
Travelife 認証基準	GSTC-Iをベースとした・宿泊産業・ツアーオペレーター向け認証、旅行業界が設計した指標
地域独自で開発した持続可能な観光指標	
欧州 : European Tourism Indicator System for the Sustainable Management of Destinations (ETIS)	欧州委員会とサリー大学によって開発。指標は、経済、社会文化、環境の3ボトムラインにマネジメントを加えた4つの面から体系化、43の中核指標。EU内外100以上の都市での試験導入を経て設定。地域への具体的適用のためのツールキットの内容が充実し利用しやすい。
バルセロナ : SEIT	ETISに基づく独自の観光指標 (SEIT) を活用
タイ : タイの地域社会に根ざした観光開発のための基準	GSTC-Dをベースに、タイ政府観光政策委員会が設定。継続的に地域社会に根ざした観光を計画、運営し、地域社会に根ざした観光開発の取組を評価するツール。
韓国 : 韓国版 持続可能な観光都市標準	世界遺産を有する水原が主導し設定。地域資源や観光の目指す方向のもと、GSTC-D をベースに、地域が重視する基準や指標を選択して設定しているのが特徴。
アイルランド : Dublin Institute of Technology ACHIEV Model	ダブリン工科大学により、遺産、インフラ、企業、コミュニティ、来訪者、行政の利害関係者6つの「主体」別に体系化して33の指標を設定。利害関係者の積極的関与促進を目指す。
カナダ・ウイスラー地区 : ウイスラー2020	住民や観光客の目線から設定された指標と、観光産業側の目線から設定された指標に大別。いずれも、地域の暮らし、経済、環境といった3つのボトムラインの指標を設定。
オーストラリア・カンガルー島 : KI-TOMM Kangaroo Island, Tourism Optimization	社会、環境、経済及び体験の4つの視点から53の指標を設定。各指標に対し、ステークホルダー間で協議して許容範囲を設定。2年毎に観光客と住民調査を交互に実施、結果公表。
広域カリブ持続可能観光圏 : Sustainable Tourism Zone of the Caribbean	14の指標を設定し、環境、社会、文化、経済の4つの視点で整理。1つの視点から指標を設定するのではなく、1指標は複数の視点に影響を及ぼすという考え方で整理。

出典：国土交通政策研究第146号『持続可能な観光政策のあり方に関する調査研究』

GSTC-D

この評価指標は、観光地が本基準（GSTC-D）に適用しているかどうかを判断するために作成されている。指標はすべてを利用する必要はなく、基準の利用者がそれぞれの実情に合った独自の指標を開発するための例として示している。

基準		指標	
A：持続可能な観光地管理			
A1	持続可能な観光地への戦略 環境、経済、社会、文化、品質管理、衛生管理、安全管理、また景観に配慮した、規模に見合う中長期的な観光地域戦略を、住民参加によって策定・実施し、一般公開する。	A1. a	中長期的な観光地戦略は、持続可能性と持続可能な観光に焦点を定め、環境、経済、社会、文化、品質管理、衛生管理、安全管理を含んでいる。
		A1. b	中長期的な観光地計画および戦略を更新し、一般公開している。
		A1. c	中長期的な観光地計画および戦略は、住民参加によって策定している。
		A1. d	中長期的な観光地計画は、政治的支援があり、実施したことを証明できる。
A2	観光地の管理組織（DMO） 持続可能な観光への協調的な取り組みを進めるのに有効な、官民が参加する組織、部局、グループ、委員会などを設置する。これらの組織は、観光地の広さや規模に合ったものとし、環境、経済、社会、文化的課題への管理における責任、監督、実施能力を明確にする。また、これらの組織の活動の財源は、適切に確保する。	A2. a	管理組織は、持続可能な観光を協調的な方法で運営する責任を担っている。
		A2. b	観光の管理と調整には、民間部門とが関わっている。
		A2. c	管理組織は、持続地の広さや規模に見合ったものである。
		A2. d	管理組織の構成員は、持続可能な観光に対する責任を担っている。
		A2. e	管理組織は、適切に財源が確保されている。
A3	モニタリング 環境、経済、社会、文化、観光、人権問題について調査、公表し、対応できる体制を整える。調査の仕組みは、定期的に見直し、評価する。	A3. a	環境、経済、社会、文化、観光、人権問題について調査し、結果を公表している。
		A3. b	調査の仕組みは、定期的に見直され、評価されている。
		A3. c	観光による負荷の軽減措置は、財源が確保されており、機能している。
A4	観光業の季節変動に対する経営管理 観光の季節変動を和らげるために、その地域の資源を必要に応じて有効に利用する。地域経済、コミュニティ、地域文化、環境のすべてのニーズのバランスを取りながら、年間を通じた観光の実現に取り組む。	A4. a	閑散期のイベントを企画販売するなど、年間を通じて訪問客を誘致する具体的な戦略がある。
A5	気候変動への適応 気候変動に関するリスクと可能性を見定める仕組みを作る。この仕組みは、気候変動へ適応した設備開発、立地選定、設計デザイン、施設経営の開発戦略を推進する。また、観光地の持続可能性と復元力を向上させ、地域住民と観光客に対する気候変動の教育に貢献する。	A5. a	気候変動に適応し、リスク評価をする仕組みがある。
		A5. b	気候変動の軽減に関する法律や方針があり、軽減に貢献する技術を推進する法律がある。
		A5. c	一般市民、観光関連事業者、旅行者向けの、気候変動に関する教育と啓発のプログラムがある。
A6	観光資源と魅力のリストアップ 自然や文化に富んだ場所を含む観光資源と魅力についての、最新のリストと評価を公開する。	A6. a	自然や文化に富んだ場所を含む観光資源と魅力の、リストアップおよび分類がされている。
A7	計画に関する規制 環境、経済、社会への影響評価を行い、持続可能な土地利用、デザイン、建設、解体を統合的に行うようなガイドラインや規制、方策を定める。このガイドラインや規制、方策は、自然および文化的資源を守るよう策定し、市民の声を反映しつつ十分に検討を重ね、一般公開し、遵守する。	A7. a	自然および文化的資源の保護計画やゾーニングに関するガイドライン、規制、方策がある。
		A7. b	持続可能な土地利用、デザイン、建設、解体に関するガイドライン、規制、方策がある。
		A7. c	計画に関するガイドライン、規則、方策は、市民の声を反映し、十分に検討を重ね、策定されている。
		A7. d	計画に関するガイドライン、規則、方策は、一般公開し、遵守されている。
A8. a	ユニバーサルデザイン 自然、文化的に重要な場所や施設は、障がい者や特別な準備を必要とする	A8. a	自然、文化的に重要な観光地や施設において、障がい者や特別な準備を必要とする人の利用を支援する方策がある。

A8	る人を含む、あらゆる人たちが利用可能な状態にする。現状では利用が困難な場所や施設に関しては、調和を損ねない範囲で、適切に便宜を図る解決策を計画、実施し、利用できるようにする。	A8. b	観光地の調和を損ねない範囲で、障がい者が無理なく利用できる解決策がとられている。
A9	資産の取得 資産の取得に関する法律や規則を定め、施行し、自治体と先住民を含む地域住民の権利を保護する。また、地域住民との協議を保証し、正当な補償を行い、事前承諾のない移住・移設は許可しない。	A9. a A9. b	実施規定を含む制作や法律がある。 先住民を含む地域住民の権利を考慮し、公的な協議の場を保証し、正当な補償および事前承諾を得た場合のみ移住・移設を許可する政策や法律がある。
A10	来訪旅行者の満足度 旅行者の満足度をモニターし、その結果を報告書として公開し、必要に応じて旅行者の満足度を高める措置をとる。	A10. a A10. b	旅行者の満足度に関するデータを収集し、報告書として公開している。 モニタリングの結果に基づき、旅行者の満足度を向上させるための対策をとる仕組みがある。
A11	持続可能性の基準 事業者向けに、GSTC基準と一致した持続可能性の基準を推進する制度を定める。持続可能性が認定、または検証された事業者の一覧を公開する。	A11. a A11. b A11. c A11. d	関連業界が支持する持続可能な観光の認定制度か環境マネジメントシステムがある。 GSTCに認識された持続可能な観光の認定制度や環境マネジメントシステムがある。(1) 持続可能な観光の認定制度や環境マネジメントシステムへの観光事業者の参加状況を調査している。 持続可能性が認定、または検証された事業者の一覧を公開している。
A12	安全と治安 犯罪、安全性、健康被害などを監視、防止、公開し、それに対応する体制を整える。	A12. a A12. b A12. c A12. d A12. e	観光関連施設における防火対策、食品衛生、電気の安全性の点検を義務化し、継続している。 ビーチや観光スポットにおいて、救護室の設置などの安全対策がある。 犯罪を防止し、対応する体制がある。 明確な運賃のタクシー許可制度や観光地の出入口での組織的な配車システムがある。 安全や治安に関する情報を公開している。
A13	危機管理と緊急時体制 観光地に適した、危機と緊急時の計画を立てる。重要な情報は、住民、旅行者、関連事業者に適切に伝わるようにする。計画は手順を確立し、従業員、旅行者、住民に対して資源（物資・財源）と研修機会を提供し、定期的に更新する。	A13. a A13. b A13. c A13. d A13. e	危機管理と緊急時体制の計画は、観光部門も考慮に入れたものである。 危機管理と緊急時体制の計画実施に必要な資金および人材を確保している。 危機管理と緊急時体制の計画は、民間の観光事業者の意見を取り入れて策定され、緊急時およびその後の伝達手順が含まれている。 危機管理と緊急時体制の計画は、従業員、旅行者、住民に対して資源（物資・財源）と研修機会の提供を定めている。 危機管理と緊急時体制の計画は、定期的に更新されている。
A14	観光の促進 広報宣伝において、観光地、特産物、サービス、持続可能性に関する情報を正確なものにする。その内容は、旅行者や地域コミュニティを尊重し、事実に基づいたものとする。	A14. a A14. b	観光地の広報宣伝は、旅行者や地域コミュニティを尊重し、事実に基づいたものである。 観光地の広報宣伝は、商品やサービスについての情報が正確である。
B: 地域社会における経済利益の最大化、悪影響の最小化			
B1	経済調査 観光が地域経済におよぼす直接的、間接的な経済効果については、少なくとも年1回の調査を行い、結果を公表する。公表内容には、旅行者による消費額、客室1室あたりの売上高、雇用、投資データなどを可能な範囲で盛り込む。	B1. a B1. b B1. c	旅行者による消費金額、客室1室あたりの売上高、雇用、投資データなどの定期的な調査を行い、結果を公表している。 直接的、間接的な経済効果について、少なくとも年1回は調査を行い、結果を公表している。 性別と年齢層別の観光関連雇用データは、少なくとも年に1回は収集され公開されている。

B2	地域の就業機会 観光地の事業者は、すべての人に平等な雇用、訓練の機会、労働の安全性、公正な労働賃金を与える。	B2. a	女性、若年者、障がい者、少数派などの人々や社会的な弱者を含めたすべての人に対して、雇用機会の均等を支持する法律や政策がある。
		B2. b	女性、若年者、障がい者、少数派などの人々や社会的な弱者を含めたすべての人が、平等に参加できる研修プログラムがある。
		B2. c	すべての人に対して、労働の安全性を支持する法律や政策がある。
		B2. d	女性、若年者、障がい者、少数派などの人々や社会的な弱者を含めたすべての人に対して、公正な賃金を支持する法律や政策がある。
B3	住民参加 観光地の計画立案や意思決定に関して、継続的に住民参加をうながす体制を整える。	B3. a	観光地の運営計画や意思決定は、行政、民間企業、コミュニティの利害関係者（ステークホルダー）が参加する体制を整えている。
		B3. b	観光地運営について話し合う住民集会在、年1回以上、実施されている。
B4	地域コミュニティの声 観光地の管理に関する地域コミュニティの期待、不安、満足度などについて定期的に調査と記録を行い、適宜公表する。	B4. a	観光地の運営に関する住民の期待、不安、満足度などのデータは、定期的に収集、調査、記録、公表されている。
		B4. b	データの収集、調査、記録、および公表は、適宜実施されている。
B5	地域住民のアクセス 自然や文化的な場所への地域コミュニティのアクセスについて、定期的に調査と保護を実施し、必要に応じて修復、回復を行う。	B5. a	地域住民や国内旅行者による自然や文化的な場所へのアクセスに関する調査、保護、修復、回復プログラムがある。
		B5. b	観光名所や観光スポットを訪れる地域住民や国内外旅行者の行動や特性を調査している。
B6	観光への意識向上と教育 観光に影響がある地域社会に対し、観光事業の機会と課題への理解を高め、持続可能性の重要性を伝える定期的な教育プログラムを提供する。	B6. a	地域コミュニティ、学校、高等教育機関において、観光の役割や可能性の意識を高める教育プログラムがある。
B7	搾取の防止 商業的、性的、その他の搾取やハラスメントを防ぐ法律や慣行を定める。特に子供、青少年、女性、少数派などの人々に対するものは、注意を払う。法律や慣行は共有する。	B7. a	地域住民や旅行者に対し、商業的、性的、その他の搾取、差別またはハラスメントを防ぐための法律やプログラムがある。
		B7. b	法律とプログラムに対して、共通の理解がある。
B8	コミュニティへの支援 事業者、旅行者、市民が、コミュニティや持続可能性の取組に貢献できるようにうながす。	B8. a	事業者、旅行者、市民が、コミュニティや生態系保全に関する取組やインフラ整備に寄与できるプログラムがある。
B9	地域事業者への支援とフェア・トレード 地元の中小事業者や団体を支援し、地域の持続可能性につながる特産品や、自然や文化に基づいたフェア・トレードの指針を促進、啓発する体制を整える。これらは、飲料、食品、工芸品、伝統芸能、農作物などを対象とする。	B9. a	地元の中小事業者を支援し、能力を向上させるプログラムがある。
		B9. b	地域の特産品やサービスの利用促進を図るプログラムがある。
		B9. c	地域の自然や文化に基づいた、地域の持続可能性につながる特産品の開発や、促進を図るプログラムがある。
		B9. d	観光の効果がおよぶ地元の職人、農業者、供給者（サプライヤー）を対象とするプログラムがある。
C: コミュニティ、旅行者、文化資源に対する利益の最大化、悪影響の最小化			
C1	観光資源の保護 建築遺産（歴史的、考古学的）、農村や都市の景観を含む自然および文化的資源を評価、修復、保全するための方針と体制を整える。	C1. a	建築遺産や、農村や都市の景観を含む自然および文化的資源の保管理体制がある。
		C1. b	観光資源や名所における観光の影響を調査、測定し、軽減するための管理体制がある。
C2	旅行者の管理 観光資源や名所に対して、自然および文化的資源を保全、保護し、価値を高める旅行者の管理体制を整える。	C2. a	旅行者管理の計画と運営を担う運営体制が整っている。

C3	旅行者のふるまい 特に配慮を必要とする場所を旅行者が訪れる場合には、節度ある行動をうながすガイドラインを発行し、提供する。このガイドラインは、旅行者による環境負荷を抑止し、望ましいふるまいをうながすものとする。	C3. a	特に配慮を必要とする場所における旅行者の行動規範となる、文化および環境ガイドラインがある。
		C3. b	ツアーガイドとオペレーター向けに実施基準を設けている。
C4	文化遺産の保護 歴史的・考古学的な人工物の適切な販売、取引、展示、または贈呈に関する法律を定める。	C4. a	水没しているものを含む、歴史的・考古学的な人工物を保護する法律や規制があり、かつ実施されている。
		C4. b	無形文化遺産（例：歌謡、音楽、演劇、技術、技能など）の価値を認め保護するプログラムがある。
C5	観光資源の解説 自然や文化的な観光資源に関する正確な解説を提供する。解説の内容は、地域文化の伝え方として適切であり、コミュニティと協力して作成され、旅行者に適した言語で伝える。	C5. a	観光案内所や、自然や文化的な観光スポットにおいて、解説を含む情報が提供されている。
		C5. b	解説の内容は、地域文化の伝え方として適切である。
		C5. c	解説の内容は、コミュニティと協力して作成されたものである。
		C5. d	解説の内容は、旅行者に適した言語で伝えられている。
		C5. e	解説の内容を活用しているツアーガイドの研修がある。
C6	知的財産 コミュニティおよび個人の知的財産権の保護や維持に役立つ体制を整え	C6. a	コミュニティおよび個人の知的財産権を保護する法律や規則、またはプログラムがある。
D: 環境に対する利益の最大化、悪影響の最小化			
D1	環境リスク 環境リスクを見極め、対応する体制を整える。	D1. a	環境リスクを認識するために、最近5年の間に観光地の持続可能性を評価している。
		D1. b	認識された環境リスクへの対応策がある。
D2	脆弱な環境の保護 観光による環境への影響を監視し、生息・生育地、生物種、生態系を保護し、外来生物種の侵入を防ぐための体制を整える。	D2. a	脆弱で絶滅が危惧される野生生物や生息・生育地の一覧が作成され、更新されている。
		D2. b	環境への影響の調査を行っており、生態系、脆弱な環境、生物種を保護する管理体制がある。
		D2. c	外来生物種の侵入を防ぐための体制がある。
D3	野生生物の保護 野生生物（動植物を含む）の採集、捕獲、展示、販売に関し、地方、国内、国際的な法律や基準に則っていることを保証する体制を整える。	D3. a	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）：ワシントン条約を遵守している。
		D3. b	動植物の採取、捕獲、展示、販売を管理する基準があり、規則が設けられている。
D4	温室効果ガスの排出 事業者に対し、すべての活動（サービス供給者も含む）で排出される温室効果ガスを測定、監視、最小化、公開、低減をうながす体制を整える。	D4. a	温室効果ガス排出量の測定、監視、最小化、公開を支援する事業者向けプログラムがある。
		D4. b	温室効果ガス排出量を低減する事業者向けプログラムがある。
D5	省エネルギー 事業者に対し、エネルギー消費量の測定、監視、削減、公開と、化石燃料への依存の低減を奨励する体制を整える。	D5. a	省エネ、エネルギー消費量の測定、監視、削減、公開を推進するプログラムがある。
		D5. b	化石燃料への依存の低減を奨励し、エネルギー効率を向上し、再生可能エネルギー技術の採用をうながす政策や刺激策がある。
D6	水資源の管理 事業者に対し、水資源の使用量の測定、監視、削減、公開を奨励する体制を整える。	D6. a	水資源の使用量の測定、監視、削減、公開する、事業者向けのプログラムがある。
D7	水資源の確保 事業者による水の利用が、地域コミュニティが必要とする水資源に支障をきたさないよう監視する体制を整える。	D7. a	事業者による水の利用と、地域コミュニティが必要とする水資源とを、かたよることなく両立させられる管理体制がある。
D8	水質 飲用およびレクリエーションに使用する水は、水質基準に沿っていることを継続的に把握する（モニタリング）	D8. a	飲用およびレクリエーションに使用する水の水質を継続的に把握し、公表する管理体制がある。
		D8. b	継続的に把握した結果は公表されている。
		D8. c	水質に問題があれば、適時対応する体制がある。
D9	廃水 浄化槽や廃水処理システムは、立地、維持管理、検査についての明確で強制力のあるガイドラインを設ける。地域住民と環境への影響を最小に抑え、廃水を適切に処理・再利用または安全に放流する。	D9. a	浄化槽や廃水処理システムからの廃水に関する、経路、維持管理、検査の規則があり、順守していることが証明できる。
		D9. b	廃水処理システムの規模や形式の、立地に適合した規則があり、順守していることが証明できる。
		D9. c	廃水を効果的に処理・再利用する事業者向けの支援プログラムがある。

		D9. d	適切な廃水処理と安全な再利用を確実なものとする、もしくは地域住民と環境への悪影響を最小にするプログラムがある。
D10	廃棄物の削減 事業者に対し、廃棄物の削減、再利用、リサイクルを奨励する体制を整える。再利用またはリサイクルされない廃棄物の最終処分は、安全で持続可能なものとする。	D10. a	廃棄物の排出量を継続して公的に記録する廃棄物収集の体制がある。
		D10. b	数値目標を掲げて廃棄物を削減し、再利用やリサイクルされていない廃棄物を安全で持続可能な方法で処理する。
		D10. c	廃棄物の削減、再利用、リサイクルに関する事業者向けの支援プログラムがある。
		D10. d	水の容器の削減に関する、事業者および旅行者向けのプログラムがある。
D11	光害と騒音 光害と騒音を最小に抑えるガイドラインや規則を整える。また、事業者に対し、このガイドラインや規則に従うようながす。	D11. a	光害と騒音を最小に抑えるガイドラインや規則がある。
		D11. b	光害と騒音を最小に抑えるガイドラインや規則に従うことを推奨する事業者向けプログラムがある。
D12	環境負荷の小さい交通 公共交通機関、徒歩や自転車などを含む、環境負荷の小さい交通機関の利用を促進する体制を整える。	D12. a	環境負荷の小さい交通機関の利用促進プログラムがある。
		D12. b	旅行者にとって関心の高い観光スポットへの自力移動（例：徒歩や自転車など）を容易に刷るプログラムがある。

独自のツールキットを開発→100以上の都市で試験導入

ETIS における中核指標

区分	項目	指標
A 観光地 マネジメント	持続可能な観光政策	自主的な認証制度等を有する観光機関等の設置率
	顧客満足度	観光地での全体的に満足している観光客・日帰り観光客の割合 リピーター率(5年以内)
B 経済的 価値	観光地の観光客数 (量的・質的)	宿泊観光客数(月当たり) 日帰り観光客数(月当たり)
		観光地の経済に対する観光の貢献度 宿泊観光客当たり一日当たり消費額 日帰り観光客当たり一日当たり消費額
	観光事業所の業績	平均滞在日数 宿泊施設の占有率(月間、年間)
	雇用の量と質	観光地の総雇用者数に占める観光関連雇用者数 季節限定の観光関連求人割合
	観光サプライチェーン	観光地事業所によって生産される地元食品、飲料、物品、サービス
C 社会・文 化的影響	コミュニティや社会への影響	人口100人当たり観光客数 観光客に対する居住者の満足度
		人口100人当たり宿泊施設のベッド数 住宅戸数当たりのセカンドホーム数
	健康と安全	警察への観光客に対する苦情件数
	ジェンダーの平等	観光分野における男性／女性雇用割合 観光事業所における女性ゼネラルマネージャーの割合
	社会的包括／アクセシビリティ	宿泊施設における障害者の利用が可能な部屋の割合 アクセシビリティ情報スキームへの参加している宿泊施設の割合
		障がい者や特殊な利用を必要とする人々の利用が可能な公共交通の割合 障がい者やアクセシビリティ情報スキームに参加している人が利用可能な観光アトラクションの割合
	文化遺産・地域アイデンティティ・ 地域資産の保護・強化	観光地のアイデンティティに対する観光インパクトに満足している居住者の割合 古典的・地域の文化や遺産に注目した観光地のイベント割合
D 環境へ の影響	交通への負荷軽減	観光地へ異なる交通手段を使って訪問している観光客の割合 観光地において、地方の／ソフトな／公共交通サービス交通を使っている観光客の割合
		自宅から観光地までの観光客の平均移動距離 自宅から観光地までの観光客の平均炭素排出量
	気候変動	気候変動緩和スキームに関わる観光企業の割合 「脆弱な地域」に位置する観光地の宿泊施設と観光地インフラの割合
	固形廃棄物管理	1人あたりの一般的な廃棄物生産量と比較した、観光客1人あたりの廃棄物生産量(kg) 異なる種類の廃棄物を分別する観光企業の割合
	下水処理	居住者の年間平均リサイクル総廃棄物割合に対する、旅行者1人あたりのリサイクル総廃棄物割合 排出前に少なくとも第2レベルまで処理された下水の割合
	水管理	居住者の1泊当たりの水消費量に対する、観光客の1人あたりの水消費量 観光企業が水消費削減に対して行動している割合 観光企業がリサイクル水を使っている割合
	エネルギー消費	居住者の1泊当たりのエネルギー消費量に対する、観光客の1人あたりのエネルギー消費量 観光企業がエネルギー消費削減に対して行動している割合 観光地での全体のエネルギー消費量に対する再生可能エネルギー消費量の割合
	景観及び生物多様性の保護	地元の生物多様性と景観の保護、保全・管理を積極的に支援している地元観光企業の割合

※ ETIS toolkit for sustainable destination management, March 2016

バルセロナ

バルセロナ県におけるETISに基づく指標(SEIT)

セクション	指標
A: 観光地マネジメント	合意済みのモニタリング、開発管理及び評価計画を含む持続可能な観光戦略/アクションプランを策定している観光地の割合
	観光地において、環境/品質/持続可能性及び/又は企業の社会的責任(CSR)に対し、自主的に認証/品質表示を行っている観光関連企業/機関
	観光地での全体的な経験に満足している観光客の割合
	観光地における持続可能性に係る取組みを認識しているとした観光客の割合
B: 経済的価値	月あたりの宿泊観光客数
	観光客一人当たりの日消費額(宿泊、飲食、その他サービス)
	観光客の平均滞在日数(泊数)
	商用宿泊施設における月あたり及び年平均稼働率
	総雇用に対し観光部門における直接雇用の占める割合
	直近一年間における防火設備点検を受けた観光関連企業の割合
	地元において、持続可能かつ公正に商品やサービス調達を積極的に行っている観光関連企業の割合
C: 社会文化的影響	住民100人あたり観光客/訪問者数
	観光部門における男女別雇用比率
	障がい者が利用可能な客室を持ち、かつ/又は承認済みのアクセシビリティ計画に参加している商用宿泊施設の割合
	障がい者が利用可能な客室を持ち、かつ/又は承認済みのアクセシビリティ計画に参加している観光アクティビティの割合
	文化遺産保護政策又は計画の対象となっている観光地の割合
D: 環境への影響	観光地において異なる交通手段により到着した観光客及び日帰り訪問者の割合(公共交通/自家用交通及び種類)
	観光客の自宅から、及び自宅までの平均旅行距離(km)若しくは直前の訪問先から現在の訪問先までの平均旅行距離(km)
	気候変動緩和スキーム-CO2排出量削減、低エネルギーシステム等-に関与し、かつこれに「対応」している観光関連企業の割合
	観光地における廃棄物排出量(住民あたりトン/年又は/月)
	廃棄物のリサイクル度(割合又は住民あたり/年)
	排出前に少なくとも二次処理がなされた観光地からの下水の割合
	観光客1泊あたりの飲料水消費量と、一般住民一晩あたりの飲料水消費量との比較
	観光客1泊あたりのエネルギー消費量と、一般住民一晩あたりのエネルギー消費量との比較
	保護対象となっている観光地の割合(面積km ²)
	観光地において、観光関連企業に対し光害や騒音を最小限に抑えるよう要請する政策がある
100mlあたりの汚染レベル(糞便系大腸菌群、カンピロバクター)	
その他	観光税の徴収額(ユーロ)

※ Sistema d'indicadors de turisme per a la gestió sostenible de les destinacions de la província de Barcelona -SEIT (Sistema Europeu d'Indicadors Turístics) (2015)

利害関係者の関与促進のため主体別に体系化
 アイルランド等
 ダブリン工科大学が開発

DIT-ACHIEVモデルにおける評価指標

区分	項目	指標
遺産	生物相	鍵となる種の状態
	水資源	水資源の質
	空気	空気の質
	地勢	地勢保護生息域の現状
		景観の視覚的な質
	考古学及び歴史	地域民族及び遺跡
文化	地域文化の重要性及び状況	
インフラ	水資源	水供給及び処理
	土地	土地利用
	運輸交通	道路混雑
		障がい者のためのアクセス
快適制	廃棄物処理及びリサイクル 来訪者が快適に過ごすための付帯設備及びサービス	
企業	持続可能な実践	水・廃棄物・エネルギー管理・運営
	コミュニケーション	地域コミュニティ及び環境とのつながり
		他地域ビジネスとの相互連携
労働	観光産業の雇用の質・活力	
コミュニティ	アクセス	問題に対する地域住民の態度
	関与	観光に関する地域住民の意識と態度
	生活の質	観光の質とそれが地域住民にどのように影響しているかについての地域住人の意識
	受益者	地域の観衆への観光による影響
	人口	人口動向
来訪者	人数	来訪者のプロフィール
	観光行動	来訪者の動機
		来訪者の混雑予想
		リピート客の水準
	サービス	地域管理者への訪問者の理解
	ホスピタリティ	交通手段の来訪者満足度
地域住民への来訪者の理解		
旅行消費額	旅行消費額	
行政	目標	行政目標の評価(環境面、経済面、社会面、行政面)
	政策	運営・明確かつ対応力ある観光の管理
	管轄	規則のモニタリングと維持

※ Dublin Institute of Technology – DIT-ACHIEV Model for Sustainable Tourism Management

住民、観光客、観光産業のそれぞれの目線からそれぞれの指標を設定。常にモニタリングを行い、評価結果をHPで公開
カナダ

Whistler2020における評価指標

区分	項目	指標
コミュニティパフォーマンス指標	コミュニティ生活の向上	帰属意識
		居住者の住宅取得能力
		居住者の満足度
		不法な事件
		レクリエーションの機会に対する満足度
		地元の人材
		学習機会への利用に対する満足度
	リゾート体験の充実	個人の健康状態
		訪問総数
		訪問者の満足度
		ウィスラーの雰囲気(訪問者の満足度)
	環境保護	コミュニティのエネルギー使用量
		埋立廃棄物
		総水使用量
		温室効果ガス排出量
		開発によるフットプリント(土地専有面積)
	経済的活力の確保	総宿泊日数
		総収入
		中間課税所得
		総労働人口
成功のためのパートナーシップ	年間稼働率	
	意思決定への意見反映	
	意思決定への信頼	
企業計画パフォーマンスレポート	地域経済とリゾートコミュニティ体験	有権者投票率
		公園とトレイル
		村のメンテナンスサービス
		村の雰囲気
		ウィスラーの雰囲気(訪問者の満足度)
	顧客サービスの提供	フェスティバル、イベント、アニメーションの影響(訪問者)
		ウィスラー公共交通サービス
		警察・消防救助
		市の情報へのアクセス
		開発要件及び許可
		総合的リゾート計画
	信頼と関与	ウェブサイト訪問数
		意見反映の機会
	環境管理	信頼水準
		関与レベル
		水道光熱使用量及び燃料消費量
		廃水の品質
	インフラストラクチャ、施設及びプログラム管理	温室効果ガスの排出
		廃棄物・リサイクルシステム
		メドーパークスポーツセンター
廃水費用		
飲料水費用		
水道水の煮沸勧告日数		
企業財務健全性	道路維持管理及び除雪	
	イベント及びフェスティバルの影響	
	予算差異	
	資本準備金	
	補助金及び外部資金	
	再調達資本支出	
	費用対効果	

※ WHISTLER – Community Performance Indicators, Corporate Plan Performance Reporting

広域カリブ持続可能観光圏

14指標は、環境、社会、文化、経済で整理

広域カリブ持続可能観光圏における評価指標

指標	計測方法	環境	社会	文化	経済
セキュリティ	観光客の犯行件数/年間観光客数。		●		
アイデンティティと文化	観光地内の文化的表現(料理法、デザインと適応、ショー、エンターテインメント、手工芸等)への参加の度合いに対する主務官庁による評価。(高い、平均的、低い)		●	●	
子どもの売春	1)観光地における児童売春を根絶し、撲滅する活動の状況。 2)発見された子供の売春件数/観光客数。		●		
観光における雇用	1)国の従業員数/全従業員数(%) 2)地域の従業員数/全従業員数(%)		●		●
水域の水質(海洋性)	大腸菌群のコロニー数/100ml。 重金属の存在。pH(酸性度)と濁度。	●			
飲料水の品質	硝酸塩:10 mg / l リン酸塩:0.1 mg / l 硫酸塩:250 mg / l 塩化物:200 mg / l カリウム:12mg / l 農薬:0.1 mg / l 大腸菌:0 コロニー/ 100ml ³	●			
エネルギー消費指標	kWh / 観光客/日 kWh / m ² / 年 観光事業所のタイプおよび/またはカテゴリーに応じ	●			●
水消費指標	m ³ / 観光客/日 観光事業所のタイプおよび/またはカテゴリーに応じ	●			●
環境管理と使用	責任を持って、環境を活用し管理することが認められた観光企業の数/観光企業の総数。	●			
環境マネジメント	環境を監視するプログラムを装備した観光企業数/企業の総数。	●			
固形廃棄物管理システム能力	効率的な分類システムを備えた観光地の数/観光地の総数。	●			
排水管理システム能力	効率的な処理システムに接続された観光地の数/総観光施設。	●			
観光客の満足度	満足している観光客の数/観光客の総数。				●
国および地域の生産消費指数	国内における観光セクターの年間消費額/セクターによる総消費額。 地域における観光セクターの年間消費額/セクターによる総消費量。		●		●

※ CONVENTION ESTABLISHING THE SUSTAINABLE TOURISM ZONE OF THE CARIBBEAN

タイ

地域社会に根ざした観光開発のための基準

視点・目標	項目
視点1	CBTの管理
目標1.1	CBTの効果的な管理
目標1.2	CBTの効果的な管理に関する共通の規則
目標1.3	観光客のふるまいに関する効果的なマネジメント
目標1.4	CBTを管理するグループ人材の効果的な育成
目標1.5	様々な人々が参画するための効果的な促進
目標1.6	様々な関係者の効果的な参画
目標1.7	CBTの適切かつ効果的なマーケティング・広報の効果的なマネジメント
目標1.8	効果的な会計・財務システム
目標1.9	子供や若者がCBT活動へ参画する機会の提供
視点2	良好な経済、社会、生活の質のマネジメント
目標2.1	収入の効果的な分配
目標2.2	生活の質向上のための効果的な促進
目標2.3	観光収入増加の機会拡大のための質の高い地域社会の生産品
目標2.4	観光における人権の重視
視点3	地域社会の文化遺産の保全と活用促進
目標3.1	地域社会の文化遺産に関する質の高いデータベース
目標3.2	CBTを通じた地域社会の文化遺産の効果的な宣伝
目標3.3	地域社会ならではの文化の効果的な保全と復元
視点4	体系的かつ持続可能な自然資源と環境のマネジメント
目標4.1	観光地の効果的なマネジメント
目標4.2	自然資源と環境に関する質の高いデータベース
目標4.3	CBTを通じた自然資源と環境に関する知識の効果的な宣伝
目標4.4	地域社会の自然資源や環境の効果的な保全や復元
目標4.5	観光を通じた自然資源や環境保護の重要性に関する効果的な意識啓発
視点5	CBTのサービスの質
設備とサービスの品質のセクション	
目標5.1	観光における満足なサービス
目標5.2	効果的なコミュニケーション
目標5.3	質の高い観光関連サービスのポイント
目標5.4	効果的なサービスの連携
安全対策のセクション	
目標5.5	安全な観光ルートやアクティビティ
目標5.6	安全な観光関連サービスのポイント
目標5.7	CBTにおけるツアー・ルートの効果的なマネジメント
目標5.8	効果的な緊急時のマネジメント

※ National Tourism Policy Committee (2016)

※ CBT: Community-based tourism (地域社会に根ざした観光開発)

4視点から53指標を設定し、格指標について関係者間で協議された許容範囲を設定

【公益財団法人日本交通公社】

TOMM(オーストラリア・カンガルー島)の健康診断項目(抜粋)

4方よしの視点	項目
地域住民の視点	住民の観光に対する満足度 等
事業者の視点	平均宿泊者数、平均消費額 等
観光客の視点	観光客満足度、観光客数 等
地域資源の視点	アシカ生息数、ごみ排出量 等

※ 上記項目を含めた15項目を設定
目標数値を定め、毎年計測結果を報告



島民が島の観光のあり方を決め、観光客の誘致と資源の
保全とのバランスに取り組み、エコリゾートとなった

「日本版」をどのように解釈し、指標に反映させるか？

【加藤委員】

(グローバルスタンダードのジェネリック要素を基盤として) 解釈、計測方法、戦略、データ収集方法などを日本のニーズ、社会背景に合わせて調整(認証・人材育成システムを連動)

*教育・ソフトウェア開発などによる日本からの貢献

*イギリスやバヌアツのウェルビーイング指標、NZウェルネス予算、GNHなどに見られる、住民(ホスト)のウェルビーイングの強調

*気候変動、環境への対応、テクノロジーによる「スマートデスティネーション」としての価値づけ、などの特徴付け

*SDGs Indicatorsなど、他の指標との整合性(読替えも可能にするため)

【高山委員】

まず国際版を分かった上で日本版を作成すべき。よってGSTC研修の実施が何より一番に必要。オーバーツーリズムを含め、里山里海など自然と文化を切り離せない項目についても整理が必要。また、基準項目と評価指標と混同させない。観光地の線引きは自治体なのか、また地産地消などというローカル(地域)の定義も決める必要がある。

【古屋委員】

①観光地マネジメントのための合意形成ツールとしての機能を重視することが望ましい。

②そのために、1)データ取得容易性(自治体の総合計画評価データ、国等による広域データの整備・利活用など?)、2)評価の継続性(費用の低廉性を含む)、3)データの分解能(重要なステークホルダーである住民の評価を細分化(ゾーニング)し地図上に意見分布を表示など)が必要要件と考えられる。(ステークホルダー間の便益帰着状況やコンフリクトを整理することが、合意形成のために必要ではないか?)

(③オープンな環境での構築、④SDGsとの対応を整理したものが望ましい、⑤自立可能なDMO組織自体の評価も長期的には必要)

【小林委員】

日本ならではの観光的特色をどのようにとらえるのか?

共通の指標で測れない事項をどのように評価に反映させるのかを、制度設計のなかに組み込むことで評価対象とすることができる。

例、地域特性に対応したベストプラクティスに加点するなど。

【山田委員】

指標そのものの精査も重要であるが、誰がどう関わるかという運用視点での状況を加味した設計を実施すべき。指標そのものを如何に活用し、観光立国を現実的なものにするのが問われている。並行してDMOを機能させるという関連性も加味されるべきところ、「世界水準DMO」の認定要件の明確化など、具体的な設計がされるべき。

また、他国の指標を参考にするときは、「なぜ、他国はこういった指標に行き着いたのか」という視点を持つことが必要。

【UNWTO鈴木委員】

UNWTOでは、13のテーマ別、18の地域特性別に指標を提案しており、観光地タイプ別に指標を提案するのの一案。

誰が指標を開発し、管理をするのか

【加藤委員】

オーナーは観光庁（持続可能な観光推進本部）（GSTC/GDと連携）アドバイザリーボード（産官学コンソーシアム）による継続した検討、見直し窓口としての事務局が必要(egスロベニアGreenの事務局Good Place)

【高山委員】

指標の管理ではなく、基準の管理であり、指標も含めて2, 3年に一度は見直しをする検討会を開催することが必要。基準を観光庁が持つのであれば、観光庁が管理をすべき。今まさにGSTCは観光地の改定のパブリックコメントを求めている。（8月15日まで）このように、独自の基準を作ったとしても、GSTCが改訂するごとに日本版の基準も更新する必要あり。（高山はGSTC-Iの更新につき、アジアでのエコツーリズム基準の改訂経験あり）

【古屋委員】

- ①ETISとの対比も考慮した方が好ましいのではないか？（GSTCはUNWTO(2004)をベースにしており、発展途上国も視野に入れている。一方、EUによるETISはヨーロッパ諸国を中心に考えており、日本とコンテキストが類似していると考えられる（ツールキットなどもあり、導入費用が低廉などのメリットも存在））
- ②課題1に対応した指標の拡張が好ましい。

【小林委員】

管理の意味する内容にもよるが基本的には運営主体が指標の管理(マネジメント)を行うが、指標の認証組織(団体)との意思疎通を常に図っておく必要がある。
2 指標の修正に際しては、当然のことながら認証組織団体と協議することになる

誰が指標に基づく観光地の評価を行うのか

【加藤委員】

DMOなど地域・サステナビリティコーディネーター（指標の趣旨、活用方法を理解、長期的コミットができる人材育成、配置）～継続しての研修、スキルアップ、サポート(*地域リーダーへのサポート必要)

【高山委員】

ブランドは観光庁、エンジンはNPOや一社などの外郭団体（当初は個人）で担うべき。スロベニアモデル（GoodPlace社）と同様でいいと思われる。普及に関してはGSTCの研修修了者であることが望ましい。

【古屋委員】

DMO（もしくは自治体）が望ましい（DMOの定義：「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、**多様な関係者と協同**しながら、**明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現**するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人）。

【小林委員】

誰が何のために指標を導入するのかによるが、地域版であれば、一般的に官民(場合によっては学の協力)連携の組織が運営や普及を行う。大事なのは、指標をクリアした(認証された)観光地や事業者のプロモーションで、それを誰がどのように担うのか、全体のスキームを考えておくこと。

誰がどのようにして指標を普及させるのか（指標そのものの説明、及び、活用方法や活用支援等）

【加藤委員】

Academyのような人材育成機関が必要（現地、国レベル・グローバルネットワークに参加できる人材育成）。DMOリーダー養成、指標活用実践講座、また、より広く「持続可能な観光推進講座」（大学科目、コースなど）Webinarやオンライン講座の活用(GDはセミナーシリーズを毎年実施)

【高山委員】

GSTCの研修は公認講師しか認められていない。また、研修の経験回数を考慮したリードトレーナー、サブトレーナーに分かれる。サブはリードと回数を重ねた上でリードとなれる。サブ単独では講習は開催できない。日本語の研修を受講しても、GSTCの公認証書を得るには、別途USD75を支払い、英語での試験をクリアする必要がある。グリーンDESTINATIONS（GD:観光地認証団体）でもコーチング（アドバイザー）や審査員では試験内容も異なっており、GSTCの研修をまず受講することが義務付けられている。GDの研修は海外のみで開催されている。オンラインと日本語での研修を併用することも可能であるが要調整。

【古屋委員】

①当面は観光庁（or内部に設置される検討会組織。運営費用は、国際観光旅客税などを利用）

（ETISの仕組みを参考⇔GSTCのようなクローズドなものは費用、情報の開示から普及・利用に疑問）。

②継続的な評価項目の見直しを行い、各地のアドバイザーなどを指標見直しや運用などに包含することが必要。

③1年目は指標・評価の妥当性などをパイロットスタディエリアを設定して実施することが望ましい。

この間に研修の方法、プログラムも同時に検討する。

【小林委員】

一般的には、官民の連携した組織団体、DMOや観光推進団体であるが、事業者向けの指標では関係の事業者団体が中心となって運営や普及を行うことになる。その場合でも、地域全体として何を指すのかのゴールのイメージを共有しておくこと。

【UNWTO鈴木委員】

・GSTCの公認トレーナーになるのはハードルが高い（GSTCにヒアリングしたところ、GSTCに関する活動実績や持続可能な観光に関する専門的なバックグラウンドが必要で、現状はInvitation-Only）。

・DMOや大学が日本版指標の活用・支援を担うのが現実的だと考えられる。

研修の方法、プログラムの内容、ツール類の作成について

【加藤委員】

ETIS、GD、GSTC各種Train the trainer研修プログラム、マニュアルなどを参照、データの所在、探し方、解釈などユーザーフレンドリー、かつ多様なDタイプの考慮（多様なDからのフィードバックを参考に作成）

【高山委員】

GSTCの基準はオープンソースのため、教材などで理解を深めることはOK。日本語版の研修材料は高山荒井二神が持っている（門外不出）。またトレーニングマニュアルは定期的に更新されている。ただ、日本語版として活用するとなれば、事例集がもっと必要になる。現在数事例だけ保管している。

【古屋委員】

「課題4、①」が研修プログラム開発、修了証の発行主体となる

（研修受講者：当面、DMO・自治体等関係者とする）

1年目はパイロットスタディとして、2年目以降に本格運用が望ましいと考えられる。

【小林委員】

まずは、指標・認証制度の背景にある考え方(思想や哲学)を学ぶこと。なぜ、なんのためにやるのかが理解できれば、プログラムの内容検討やツール類の作成段階から参加してもらうことで、より地域に合ったものが作られる。

研修を受講する場合の費用は誰が負担するのか

【加藤委員】

指標オーナーとGSTC/GDとの契約(GD: D認証の33%のフィー支払い、などの契約。各Dでのサステナビリティへの投資も必要だが、当初負担軽減は必要。

【高山委員】

GSTCのトレーナーマニュアルによると3万5千円程度以上としている。以前はUSD800であった。二日の座学の上、観光地における実地研修を一日含む必要がある。このすり合わせなどに講師は前もって研修の場所に行き、最低二段階の調整・実施が必要。費用は受益者負担、または助成金を一部充当する。

【古屋委員】

研修受講者（「課題4、①」が研修プログラム開発、修了証の発行主体となるため、参加費自体は低廉）

【小林委員】

原則的に受益者、考え方に賛同するものが負担する。そもそも、この指標はなんのためにやるのか?とはいえ、仕組みを広く知ってもらい浸透させるための初期投資は必要。また、認証制度のオーディター(監査人)研修は原則自己負担。

指標を導入する観光地のメリットは何か

【加藤委員】

(効率化による資源、経費節約などに加え) サステナビリティへのコミット～ブランディング、マーケティング力向上、国際競争力の強化。グローバルネットワークへの参画、連携、研修機会。

Dビジョンづくり、目標設定、アクションプランのフレームワーク (他の報告や評価のと重複がなるべく避けることが理想)

各種補助金申請、DMO登録への条件とするなど、コミット奨励の仕組み。

認証システムが段階的評価、意味のあるフィードバックの仕組みがあること

ある程度のタイムライン (1年～3年のコミットでどのようなベネフィットがあるか) 説明

【高山委員】

ランク付けはすぐにはできないはず。基準項目ひとつひとつの重さが同じではない。通常必須項目、オプション項目などにする。アワードなどにして幅を持たせれば、ある意味ランク付けは可能。しかし、年を追って持続可能性が高まるので、毎年同じエントリーではなく、二年目から底上げする仕組みが必要 (GDと同様)。インセンティブは国際認知もあるが、やはり地域住民と訪問者の満足度の高まり、今までイベントに追われてきた観光ではなく、地域づくりに貢献する観光として管理が必要であるという認識が変わることで、郷土愛やほこりにつながるのではないか。インバウンド向けにはマーケティング効果は多少あるが、それよりも地域のための観光を実践するところが一番。これに助成金をつけて効果を上げる、助成金ありきで応募する観光地のフィルターガイドラインも必要。GSTCとSDGsに関しては既にマトリクス分析されている。ただこれもSDGの列挙だけでなく、根拠を示さないと意味がない。 <https://www.gstccouncil.org/gstc-destination-criteria-and-the-sdgs/>

【古屋委員】

- ① 指標の地域間比較は公表して、相対的な立ち位置の把握がオープンに行えるようにする。
- ② 補助金等の直接的なメリットは、“持続可能”“自立性”になじまなくなる可能性がある。
- ③ 導入地域が参加できる意見交換会、SEOなどのメンター制度導入などによる加入インセンティブを設ける。

【小林委員】

基本的に、自分たちの地域や事業の持続的な発展のためにやるのであるから、インセンティブがあるからやるのではない。インセンティブを強調しすぎると、見合った成果が出るのに時間がかかるので、その前にモチベーションが下がり制度が空洞化する危険性がある。大事なことは、指標をクリアした観光地や事業者のPRを積極的にやって後押しをすること。

【UNWTO鈴木委員】

- ・成果が出るまでにはある程度時間がかかることから、UNWTOが実施する持続可能な観光指標を用いてモニタリングを行う取組 (INSTO) においては、あくまで目的は、継続的にモニタリングし、それを政策に反映していくことであり、成果を必ずしも重視しない。
- ・インドネシアでは、政府が優秀な取組を表彰している。
- ・観光のSDGsへの貢献を示す指標については、JICAとUNWTO本部が現在開発中で、来年夏にリリース予定。



和歌山大学観光学部教授 加藤 久美 (かとう くみ)

環境分野のスペシャリスト
国内外のサステナブル・ツーリズム
について、知識、現場ともに詳しい

<略歴>

- ・和歌山大学 国際観光学研究センターセンター長、観光学部教授
クイーンズランド大学卒(PhD)、クイーンズランド大学客員准教授
- ・主な研究分野:

観光とサステナビリティ、コミュニティレジリエンス、環境倫理。福島県飯舘村、南相馬地域の復興支援(東北お遍路)、また熊野古道やサンチアゴの巡礼道を中心として、スローツーリズムによる持続可能な地域開発を推進。

<備考>

- ・研究分野は伝統知、環境倫理、その文化的表現等レジリエンスを基盤とするコミュニティ開発としての持続可能な観光
- ・フィールドは、田辺市熊野、福島県飯舘のほか、国内外多岐にわたる
- ・20年以上にわたるオーストラリア生活の経験から、日本の観光の現状を外部からの視点で見ることが出来る
- ・WTTC(世界旅行ツーリズム協議会)「Tourism for Tomorrow Award」ジャッジもつとめる



加藤久美。和歌山大学 国際観光学研究センターセンター長、観光学部教授。クイーンズランド大学卒(PhD)。クイーンズランド大学客員准教授。主な研究分野：観光とサステナビリティ、コミュニティレジリエンス、環境倫理。福島県飯館村、南相馬地域の復興支援（東北お遍路）、また熊野古道やサンチアゴの巡礼道を中心として、スロートゥリズムによる持続可能な地域開発を推進する。

《主な論文》

- Kato, K. (2017). Debating sustainability in Debating Sustainability in Tourism Development: Resilience, Traditional Knowledge and Community: A Post-disaster Perspective, *Tourism Planning & Development*, Vol. 15(1), 55-67; Kato, K. & R. Prozano (2017). Slow (Walking) Tourism & Community: Kumano pilgrimage trail, *Tourism Management Perspectives*, Vol. 24, 243-251; Kato, K. (2015). Australia's whaling discourse: global norm, green consciousness and identity, *Journal of Australian Studies*, Vol. 39 (4), 477-493 (John Barrett Award for Best Paper); Kato, K. (2013). As Fukushima unfolds: Media meltdown and public empowerment. In Lester, L., & Hutchins, B. *Environmental Conflicts and the Media*. Peter Lang.
- Kato, K. (2019). Gender and Sustainability – exploring ways of knowing: an ecohumanities perspective, *Journal of Sustainable Tourism*, Vol. 27(7), 939-956, DOI: [10.1080/09669582.2019.1614189](https://doi.org/10.1080/09669582.2019.1614189)
- Prozano, R. N., & Kato, K. (2018). Spirituality and tourism in Japanese pilgrimage sites: Exploring the intersection through the case of Kumano kodo. *Fieldwork in Religion*, Vol. 13(1), 23-43.
- Kato, K. (2017). Traditional industry and sustainable tourism. Traditional ecological knowledge of ama women divers, *Tourism Culture* (伝統産業とサステナブルツーリズム。海女文化から学ぶ環境伝承知「観光文化」235, 23-24.
- Sharpley, R., Kato, K., Horita, Y., & Yamada, Y. (2017). Editorial, *Tourism Planning & Development*, Vol 15(1), 1-2, DOI: [10.1080/21568316.2017.1366359](https://doi.org/10.1080/21568316.2017.1366359)
- Kato, K. & R. Prozano (2017). Slow (Walking) Tourism & Community: Kumano pilgrimage trail, *Tourism Management Perspectives*, <https://doi.org/10.1016/j.tmp.2017.07.017>
- Kato, K. (2017). Debating sustainability in tourism: A post-disaster perspective, *Tourism Planning & Development*, Vol 15(1), 55-67, DOI: [10.1080/21568316.2017.1312508](https://doi.org/10.1080/21568316.2017.1312508)
- Kato, K. & Horita, Y. (2017). Tourism research on Japan: A cross-cultural review, *Tourism Planning & Development*, Vol 15(1), 3-25, DOI: [10.1080/21568316.2017.1325392](https://doi.org/10.1080/21568316.2017.1325392)
- Kato, K. (2016). Our whales in our waters. Australia's transition from whaling to non-whaling nation. *Australian Studies Society* (2016), 1-9.
- Kato, K. (2015). Australia's whaling discourse: global norm, green consciousness and identity, *Journal of Australian Studies*, 39:4, 477-493. (John Barrett Best Paper Award, 国際豪州学会論文賞受賞).

《外部資金》

- 2018-2020 科学研究費（基盤 B、代表）「サステナブルツーリズムによるSDGsの推進：レジリエンスを基盤として」
- 2016-2019 三井物産環境基金（代表）「精神文化にもとづく持続可能な地域づくり - 地域と世界をむすぶ芸術と観光（芸術と観光の創造的視点による復興支援：飯館村を中心として、
https://www.mitsui.com/jp/ja/sustainability/contribution/environment/fund/results/1224446_7119.html）
- 2016-2018 科学研究費（挑戦的萌芽、代表）「ツーリズムによる希望の創出：クリティカル、サステナブルツーリズムの理論と実践」
- 2013-2016 三井物産環境基金（代表）「環境精神文化復興による持続可能な社会の構築：福島県相馬郡飯館村の自然信仰」（山津見神社の狼絵復元
https://www.mitsui.com/jp/ja/sustainability/contribution/environment/fund/results/1210904_7119.html）

2010-2012 科学研究費（基盤 B、代表）「海資源利用における環境理念の普遍性、文化多様性とサステナビリティ（日豪捕鯨の歴史比較研究）」



アジアエコツーリズムネットワーク理事長／
NPO法人日本エコツーリズム協会理事
高山傑（たかやま まさる）

GSTC公認講師
持続可能な観光の国際基準の策定と評価についての日本における第一人者

<略歴>

- ・1969年京都市生 カリフォルニア州立大学海洋学部卒
- ・現在、株式会社スピリット・オブ・ジャパン・トラベル代表取締役、一般社団法人JARTA(責任ある旅行会社アライアンス)代表理事、大正大学 地域構想研究所 研究員としても活躍
- ・国連世界観光機関持続可能な観光プログラム諮問委員、グローバル・サステイナブル・ツーリズム協議会の国際基準及び推奨評価指標(GSTC)の日本人公認講師

<備考>

幼少・学生時代をアメリカで過ごした基盤を活かし約60ヶ国、700都市を滞在・訪問。その際に構築した国際ネットワークとエコツーリズムなど地域住民の生活向上と環境保全を両立するための持続可能な観光をさまざまな観点から体験し学ぶ。特に持続可能な観光の国際基準の策定と評価については日本での第一人者。ライフワークとしては、アジア諸国18ヶ国のネットワークリーダーとして活躍するほか、訪日外国人向けのエコラグジュアリーツアーを旅行会社として日本各地で展開。2015年からは文化財を活用した国際観光にも着手し、日本の美しさを次世代に継承するために奮闘中。

国際認証制度の現況

世界的基準踏まえ 各国の考えに特徴

高山 傑

グローバルサステナブルツーリズム協議会公認講師/
スピリット・オブ・ジャパン・トラベル代表取締役

観光における持続可能性は、言葉こそ最近聞くものの、エコツーリズムの国際年は2002年。わが国でも1990年頃から環境配慮が重要視される国立公園や世界自然遺産などを中心に取り組みが行われてきた。国際的にも同様に、特に観光地の成熟市場で知られる欧州では、地域雇用や消費を促し、社会・文化・環境の側面で透明性を確保するため第三者による格付を行う認証団体が次々誕生した。しかし、数百に及ぶ認証団体と認証制度の乱立は消費者を混乱させ、お金で買える認証団体の台頭まで招くこととなった。

このような状況を受け、国連財団（UNF）が既存の認証制度と基準の研究を始め、世界50以上の団体が連合し、サステナブルツーリズムの国際基準を作るためのパートナーシップであるグローバルサステナブルツーリズム協議会（GSTC）を2008年に組織した。後に国連環境計画（UNEP）、国連世界観光機関（UNWTO）の呼びかけにより、この協議会はサステナブルツーリズムの共同理解を深めることを目的とし、また策定した世界共通の基準は「最低順守すべき項目」と位置付け、国連加盟国での順守が求められることとなった。これらの項目には、次世代のための観光地の保全、貧困撲滅、文化遺産の保護、持続可能な世界を実現するために17のゴール・169のターゲットからなる国連「持続可能な開発目標」（SDGs）実現への寄与、

観光地やその他地域における新規雇用創出、観光地の経済効果創出などが含まれている。

08年に最初に定められたのが宿泊施設およびツアーオペレーター向けの国際基準（GSTC-HTO）だが、策定過程には約8万人の観光関連事業者の声を集め、2000人以上の専門家の意見を聞き、5回の協議会を通して18カ月かけて審議が行われたことを今でも鮮明に記憶している。当時すでに実現されていた約4500項目の基準も同時に分析する作業が実施され、最終的にこの基準はISEAL（国際社会環境認定表示連合）の適正実施規範を満たすことができた。GSTC-HTOは、①効果的な持続可能計画、②地域コミュニティにおける社会経済的な恩恵の最大化、③文化遺産への悪影響の最小化、④環境負荷の最小化という4つの柱で構成される。

続いて13年11月に、持続可能な観光地向けの国際基準（GSTC-D）を策定した。評価指標と基準はGSTC-HTOと同じ4本柱に基づき構成され、サステナブルツーリズムの実践を定義する最も基本的なものとなる。わが国でもDMOに注目が集まるが、観光地における持続可能性は国際的に最も注目される分野である。旅行者も旅行会社も、環境面および社会面において信頼できる観光地を選ぶ傾向がある一方、気候変動や史跡の崩壊、環境収容力の制約など、世界の観光地はかつてないさま

ざまな脅威に直面する。各観光地の管理者は持続可能な観光地の経営戦略を見直し、行動を起こし始めている。

明確でない認証メリット

わが国の現状を見ると、持続可能な観光を国や組織で促進する枠組みは存在しても、具体的な国際基準と指標を用いて認証できる団体は唯一、京都市に事務局を置くNPO法人エコロジ協会のみとなる。しかし、宿泊施設の台所事情を公開することへの抵抗、認証による集客やマーケティングのメリットがまだ明確でなく、国の支援もないため、登録施設は11軒にとどまる。

国内の法制度としては、観光地の適切な利用と保護の均衡を促進する目的で、07年に成立したエコツーリズム推進法があるが、日本独自の取り組みで、昨今注目されている訪日外国人の一部が、観光地、旅行会社、宿泊施設を選ぶ際に利用されている国際認証制度の導入には、まだ時間がかかると予測される。

NPO法人日本エコツーリズムセンター（東京）は、「エコツーリズムで地域を元気にしよう！」を合言葉に国内外で事業展開するが、14年度から独立行政法人環境再生保全機構の地球環境基金の助成を受けて「サステナブル・ツーリズム国際認証」事業を実施している。具体的な事業内容は、①国際基準の推奨基準と指標の和訳、②魅力ある地域づくりとGSTC基準の活用を問うセミナーの開催、③GSTC公認講師になるための研修参加、④国内でGSTC公認講師による研修の開催および教本や事例集の作成、⑤わが国におけるGSTC基準に準拠した基準の策定に向けた枠組み作り、⑥GSTC年次総会や関連のある国際会議出席と日本の事例発表などだ。

2月には秋田でフォーラムが開催される。フォーラムではGSTC公認講師陣による国内初の3日間（教室2日、実地1日）に及ぶ研修が実施される。持続可能な観光に関心のある業界、個人問わず参加できるよう準備が進められている。今後はこの国際

●主な国際認証団体

Green Globe	1992年に発足した最も歴史ある団体。政府・民間企業が参加し持続可能性を訴えてきた。ただ、認証取得までのプロセスとコストが課題。
Geen Key	デンマークで1994年に発足した。欧州を軸足に活動してきたが、2014年にグローバル化。現在52カ国で会員を持つ。
Earthcheck	2008年に国際基準に即した地球温暖化防止へのソリューションを打ち出した。アジアでもMICE企業やホテルなどの会員を持ち勢力的に活動。
Rainforest Alliance	約70カ国で活動する。バナナやコーヒーの認証で日本でも馴染みがある。森林管理協議会FSC設立にも携わった。
Travelife	オランダ観光省や発展途上国輸入促進センターが資金提供。アジアでも安価で研修事業を行う。欧州で人気が高く消費者や旅行会社と交流も多い。
STEP	2002年米国で設立。航空会社のカーボンオフセット等でお有名だが、認証制度ではカリブ海や南北アメリカで勢力を伸ばしている。

基準を地域づくりの一環として意識の高い観光地をモデル地区に導入支援が行われる予定だ。

地域目線での枠組みづくりを

現在、GSTCの国際基準に準拠する国際認証制度は、宿泊施設およびツアーオペレーター向けが26団体、観光地向けが国際認証3団体と国内認証3団体で、今後も増えていくだろう。重要なのは、GSTCが定める最低評価基準に上乘せして策定される各基準の性質や特徴により、持続可能性の考え方、マーケティングの範囲などが異なることだ。例えば、環境意識の高い欧州の観光客が欲しい観光地や事業者は欧州の制度を取り入れる、また国・政府レベルでは独自の国際基準を策定したいという流れも多く見られる。

近年の国際観光化と飛躍的な訪日観光客増加が地域経済や地域社会の活性化をもたらす一方で、治安の問題や地域食材の外部調達（中国野菜を使った京料理など）、プライバシーの侵害（白川郷で布団を天日干しするだけで写真を撮られるなど）等々、基準や規範がない観光地の質を悪化させている。また、国内観光は鈍化し消費額も落ち込んでいる。観光はこれまで旅行会社や役所ばかりが推進してきたが、地域創生に関わる多種多様な産業の参加を促し、日本版DMOを組織化するだけに満足せず、地域目線での枠組みづくりを熟成させることが求められる。



Profile

● たかやま・まさる
1969年京都市生まれ。カリフォルニア州立大学海洋学部卒。約60カ国700都市を訪問して構築した国際ネットワークを活用し、アジア版エコツーリズム国際基準の策定と訪日外国人向けのエコラグジュアリーツアーを展開する。

京都からの問いかけ

静かだった 路地裏にまで

高山傑

スピリット・オブ・ジャパン・トラベル代表取締役

私は京都で生まれ、京都を離れ、そして京都に戻った。子供の頃から変わらないものも多くあるが、他の都市同様、京都にも変化が見られる。小学生だった当時、先生から京都市の人口を教わったが、その時は146万人であった。最近の統計を見ると微増の147万人。よって、花見や紅葉狩りの期間でもないのに、やたら街が混雑しているのは、観光客が急増しているからだと思っている。

観光従事者に限らず、一般市民も特に観光名所や人気店周辺の住人は同じ思いだ。急激に数を増やす民泊やゲストハウスは人気だが、今まで静かだった路地裏にまで姿を現すようになった。訪日外国人は言語や声の大きさやトーン、服装などから日本人に比べ目立つのだが、マナーの悪い輩もいるので、経済効果を歓迎する一方、いろんな角度でそのひずみが生じている。

観光産業や行政が主体となって振興してきた観光政策は限界に来ており、地域住民の意見も反映できる場を積極的に設け、持続可能性が鍵となる新たな観光計画が必要となる。

何が起きているのか

京都市内では観光関連のチラシやフリーペーパーが簡単に入手できる。その中でも英語や多言語対応の出版物が増えてきたのはここ数年。リーフ・バケーションズが発行する英語版「Why

KYOTO?」には目次より前に「京都のマナー」がまとめられている。訪日外国人が多いだけにトラブルも多い。このマナー集を見るだけで、どういった問題が実際に起きているのかを知ることができる。

まずは「舞妓さんのプライバシー」。Geisha(ゲイシャ)は英語でもそのまま通じるほど有名だが、芸妓さん、舞妓さんへの迷惑行為が後を絶たない。例えば、祇園甲部の花見小路では、夕方にお座敷に向かう舞妓さんを撮影するために、道の両脇に大きな望遠レンズを持った人たちが構える。この人たちはそれでも距離を保つので害はないようだが、セルフィースティックやスマホを持つ人たちには、マナーがない人も混在している。

一緒に写真を撮ってくれと、高級正絹の着物を食べ歩きしながら汗ばんだ手で触り、強引に歩行を妨害する姿を目撃したこともある。かんざしを取られた舞妓さんもいるとか。セルフィーで勝手に撮影され、プライバシーはない。100mのお使いにタクシーを使うとある舞妓さんは教えてくれた。今ではセルフィースティックを使うことも、舞妓・芸妓さんを妨害することも、三脚を使うことも禁じる看板が立てられている。看板は景観を損ねているが、FIT(個人旅行者)にどれだけ抑制力になっているかは疑問である。

次に「ドタキャン」。旅行会社や宿泊施設でなくとも土壇場のキャンセルは歓迎されない。キャンセル料を徴収できる事前課金制度などを利用して

ればいいが、飲食関係はそうはいかない。まして高級料理となれば、少なくとも前日から準備や仕込みをするので日本の常識ではキャンセルできない。特に中国人の高級志向は日本人以上で、高級料亭を名指しで予約してくれと頼まれる。

ドタキャンでも連絡があればいい方で、何も連絡せずにすっぽかす「No Show」も多く、ここ数年で予約方法を変えたところも少なくない。従来のお客さまを守る店と、観光客目当てに運営方針を変更する店に分かれる。ひいきにしている料亭では英語のホームページを削除し、電話だけの予約受付とした。有名店では代理予約は受けても、宿泊施設の名前と連絡先を必ず控える。また、状況に応じて予約が一杯と断ることもあるとか。

そして「列の割り込み」。拝観料を納める、参拝する、電車の乗降など日本人は長蛇になっても列を作る。東日本大震災では救援物資を待つ日本人が高く評価されたのも記憶に新しいが、急いでなくても列を割り込む外国人は少なくない。コンビニでも並ぶ日本人の律儀な性格だからこそ、世界の多くの人は困惑しているように映る。赤信号を守らない観光客も多い。京都人は近所や人の目を気にするからか、2m幅の路地でも信号が赤であれば待つ。外国人に限らず、信号無視はタクシーや貨物などの車両が細道から猛スピードで出てくることがある。事故が起きてからでは遅すぎる。

最後に「日本の常識」。いかにマナーを訪日前にわかってもらうかが鍵となる。多くは飛行機利用だが船の利用もある。島国だけに地続きの国より周知は簡単と思われる。着陸前の機内放送やシートポケットに情報を入れる、船内ポスターに張り出すなど工夫してはどうか。靴のまま上がらない、食事を残さない、ゴミはゴミ箱に、銭湯や温泉のマナーなどはすぐ考えられそうである。

理解させる仕組みを考える

地域住民にも被害は及ぶ。京町家デザインの象徴である格子は風通しや採光を考え作ってあるが、角度によっては家の中が見えてしまう。食事中や風



訪日外国人客にもわかるように、NG行為を掲げた看板が至るところに

呂上がりの夕涼みの様子を隠し撮りしたり、布団の天日干しや洗濯ものを干す風景を動画で撮られたりとプライバシーの侵害は、市民から多くの苦情が出るほど。場所を選ばない落書きも多い。

信じられなかったことは、食堂で食事中の人の皿に観光客が指を入れて味見し、これと同じ注文したこと。他には、コンビニ前の駐車場スペースに座り込み、買った品物を食べた後もゴミをそのまま放置したり、ポイ捨てする人、等間隔で座るカップルが多い風光明媚な鴨川では野宿する外国人バックパッカーも目にする。鴨川条例で規制される区域でのバーベキューも周知されていないことが原因で迷惑行為となっている。

京都市内でインバウンド観光を手掛けるチェルカトラベルの井上雪子社長は、「マナーはその土地の住民が快適に過ごすためのもの。だから、それを理解させる仕組みを受け入れる側として考える必要性を感じる」。奥ジャパンのマット・マルコムソン社長も、「訪日観光の増加に沿って日本全体に効果が行き渡るよう、首尾一貫した計画を練る必要がある」という。

国連は17年を「開発のための持続可能な観光国際年」とした。ここで「開発のための」というキーワードに注目する必要がある。観光開発によって及ぼされる環境破壊度の評価と対策などを推奨し、観光地に暮らす地域住民の利益還元を促すことを含めた考えや行動を促進するもので、日本全体の観光政策に適応されることが望まれる。



Profile

たかやま・まさる ● 1969年京都市生まれ。カリフォルニア州立大学卒。アジアにおけるエコツーリズム国際基準の策定と訪日外国人向けのエコラグジュアリーツアーを日本各地で展開。国連10YFP持続可能な観光諮問委員。アジアエコツーリズムネットワーク会長。

旅行事業者の責任と関わり方

国際基準を学び 地域に最大限還元

高山 傑 アジア・エコツーリズム・ネットワーク会長／
一般社団法人JARTA代表理事

観光におけるアドベンチャー（冒険）とは何かを考える前に、自然が多い場所を同様に活用する国際的に確立されたエコツーリズムについて触れてみたい。日本では推進法が議員立法で制定されているが、環境保全や教育に資するはずのエコツーリズムが自然と触れ合うだけのネイチャーツーリズムと玉石混合となっており、訪日観光客のアクティビティが多様化するなか、混乱が生じていると聞く。エコツアーガイドの認定制度もあるが、実際に自然保護や地域経済に役立っているかを全国一律で検証しているデータは見当たらない。

アドベンチャーツーリズムもこれと同じく、国際的な見地からの理解なしでは日本版の定義が独り歩きする可能性がある。エコツーリズムにはエコツーリズム協会、アドベンチャーツーリズムにも関連団体が国内外に存在するが、その影響力は会員が対象で限定的だ。地域貢献や環境保全に対する研修の実施や好事例を公開・共有し、現場での交流と事業報告につなげている団体は数少ないように思われる。

最前線に立ち最も影響力を持つ事業者を対象にした教育が浸透すれば、冒険的なアクティビティに関し、より安全で地域を元気にする事業者になれる。これが、われわれが去年設立した一般社団法人JARTAの活動目的のひとつである。

JARTAは英語のJapan Alliance of Responsible Travel Agenciesの略であり、責任ある旅行会社アライアンスとして昨年5月、意識の高い旅行

会社7社の声かけによって京都に誕生した。旅行会社やツアーオペレーター、着地型観光に取り組む関係者が抱える課題や問題の共有、環境や社会に資する持続可能な観光への貢献、ポータルサイト運営を通じた共通ブランドで発信する商品開発と販売、国際旅行博などへの共同出展を事業内容としている。持続可能な観光の国際基準に準拠して運営できるように、旅行会社やツアーオペレーター向けに各地で講演や研修、ツーリズムEXPO ジャパン開催時に合わせたファムツアーの共同企画などを実施。2030年に向けて、旅行会社として国連が掲げる持続可能な開発目標（SDGs）を目指し、健全な地域づくりのための旅行を提案する。

オペレーター選びにガイドライン

そもそもJARTAが誕生した最大の理由は、本来であれば観光産業が担うべき責任を果たす意識が業界内でまだ低いという事実に基づく。日本では訪日外国人を中心に観光客数が増加しているが、それに伴い観光公害が問題視され始めている。世界各地では、観光を持続可能な形で振興することにより訪問客と受け入れ側の双方が歩み寄り、高い満足度と幸福度を達成する動きが活発化しており、世界観光機関（UNWTO）は誰でも参加できる持続可能な観光の国際基準を策定した。

その内容は観光地と観光産業を対象にしているものの、基準を構成する多くの項目は、地域住民

や地域経済に関連づけられることが特徴だ。海外大手調査会社によると、訪問客の3人に1人は環境に配慮した観光地選びをしており、持続可能な観光が世界の潮流となりつつある。

観光はさまざまな産業に影響を及ぼすため、地域住民を観光のひずみから守るためにも、持続可能な観光の概念を具現化することは急務だ。JARTAは国際基準に準拠した研修を実施することで、旅行会社やツアーオペレーターがより地域還元率の高い旅行商品を造成できるよう支援している。昨年8月3～4日には、「旅行会社が実践する持続可能な観光国際基準研修」を大正大学地域構想研究所の協力を得て実施した。旅行会社、DMO、DMCの11社が集まり、責任ある事業者として運営改善を促す内容を習得した。特にグループディスカッションは即効性があると評価され、アウトバウンドを扱う旅行会社にとってパートナーであるオペレーター選びのガイドライン設定など、多くの課題を共有した。一例は以下のとおりだ。

1. 以下の立場から見て、地域経済を活性化するにはどのような方法があるか。

①旅行会社、②DMO、③ホテル

2. 以下の点に留意して新企画旅行商品を考える。

①誰が商品開発に関わるか、②旅行者の体験内容は、③地域住民はどう恩恵を受けるか、④旅行者はどう恩恵を受けるか

会社全体、一貫通貫で実践

研修は、旅行会社の責任のあり方を習得し、明日から実践する力へと変えていくことが目的で、アドベンチャーツーリズムでも同様の概念での実施が求められる。成功への鍵は2通り考えられる。

まず、販売力がある大手旅行会社は、会社全体が持続可能な観光を実施する運営管理体制を基礎から変えていくこと。部分的でなく、全体に浸透することでツアーオペレーターやサプライヤーに大きな影響を与えることが期待できる。一方で、中小規模で活動する地域に根差したオペレーターや旅行会社は、責任ある形で旅行商品を企画・開発・



地域に根ざした旅行会社7社が発起人となり昨年発足したJARTAでは、国際基準に準拠した研修を実施している

販売を一貫して行うことで地域力を育み、還元率を最大限に高める。JARTAは後者の取り組みを後方支援するためのアライアンスである。

具体的に配慮が必要な項目は3つある。①生物多様性、生態系、景観の保全：外来種や本来の生態系にはない生物種の侵入を防止すること。②野生生物との接触や遭遇：負の影響を及ぼさないように干渉せず、責任をもって対応し、野生生物に対する累積的な影響を考慮に入れたうえで、その生存能力や個体群の行動に悪影響を与えない。餌付けはガイドラインを設定する。③地域にとって聖域とされる滝、山、島などは、オペレーターが安易に入らないよう地域との協議を重ねる。

また、地域住民に雇用の機会と管理職も含めた昇進の機会を均等に与えることや地産地消の徹底、グリーン商品の優先購入、省エネルギー、温暖化対策など、あまり関係ないとされていた項目も国際的常識やアドベンチャーツーリズムを楽しむ顧客の期待に沿った形で販売する必要が出てきている。冒険は自然を楽しむ方法としてはリスクが高く、顧客の身体能力に合ったアクティビティの提供はもちろん、危機管理の徹底による安全確保がなにより重要である。自然と地域に配慮したアドベンチャーツーリズムの定着と成功を祈りたい。



Profile

たかやま・まさる ● 1969年京都市生まれ。カリフォルニア州立大学海洋学部卒。約70カ国800都市を滞在・訪問した国際ネットワークを活用し、地域住民の生活水準向上と環境保全を両立する持続可能な観光国際基準の策定と評価に関する日本の第一人者。



東洋大学 国際観光学部 教授、
地域活性化研究所所長
古屋 秀樹 (ふるや ひでき)

データに基づく分析、交通計画、
まちづくりなど理系スペシャリスト

<略歴>

- ・1991年東京工業大学大学院理工学研究科修了 博士(工学)
- ・筑波大学講師などを経て、2008年より東洋大学国際観光学部教授

<備考>

研究分野: 土木工学、土木計画学・交通工学、観光行動分析、観光を活用したまちづくり
専門は観光交通計画、観光行動分析

- ・平成29年度広域観光周遊ルートに関する専門家、ICTを活用した訪日外国人動態調査検討委員(観光庁)、日本観光振興協会客員研究員等を務める
- ・平成30年度国土交通政策研究所「持続可能な観光政策のあり方」調査事業の有識者として参画
- ・キャリングキャパシティDMOの研究にも取り組む

第1回検討会参考資料

1. 国土交通政策研究 (Vol. 150)、持続可能な観光政策のあり方に関する調査研究Ⅱ、pp. 24-31、令和元年7月 (<http://www.mlit.go.jp/pri/houkoku/gaiyou/kkk150.html>) (研究助言)

- ・国内観光地の多数の市区町村のアンケート調査でネガティブな課題への指摘も存在。
- ・観光拡大の状況と地域社会環境への影響に関して、指標間の何らかの関係を見いだすことを目的
 - ・目的変数：マナー・ルール上の問題が自治体職員に認識される割合
 - ・説明変数：人口、入込客数、入込客数増加率等を用いたロジスティック回帰モデル
- ・分析結果
 - ・入込客数又は入込客数増加率が大きいほど、マナー・ルール上の課題認識が増加
 - ・人口規模が大きいほど、マナー・ルール上の課題認識が小さくなる傾向
 - ・これらの関連性を定量的に導くことができた。

2. 週刊トラベルジャーナル特集「オーバーツーリズム対策～DMOが担えるか」投稿原稿

(9月2日号として出版予定)

タイトル オーバーツーリズムの実態把握とその対応－DMOと国・自治体の役割分担－

概要

1. オーバーツーリズム発生の要因とその対策

- ・「外部不経済」の抑制：法的規制と外部不経済の内生化（バルセロナ市（スペイン）等）
- ・ソフト的対策（ベネチア市（伊）におけるキャンペーン等）
- ・わが国：ソフト的対策導入の余地。それに先立ち、オーバーツーリズムの実態把握が必要。

2. オーバーツーリズムの実態把握にむけた指標

- ・GSTC-D、ETIS（ミラノ市（伊）での活用事例）
- ・観光庁で開発予定の「持続可能な観光指標」の役割：「実態把握」＋「合意形成ツール」
- ・地域における指標の運用主体：自治体よりもDMOによる担当が考えられる（多様な関係主体が参画した合意形成が期待＋誘客段階におけるソフト対応の実施に反映）
- ・誘客が発現していない地域や、DMOによるモニタリングが観光まちづくりに充分活用されていないことに対しても、「持続可能な観光指標」は有用。

3. 観光指標に関連したDMOと行政との役割分担

- 1)階層別DMOと自治体との関係（即地的な地域DMO⇔広域連携・地域連携DMO）
 - 2)継続的な指標の運用にむけて（行政と連携してデータ整備）
 - 3)円滑な指標導入のための制度設計
 - ・観光庁（国）が主導して観光指標の策定をDMOに義務付け
 - ・指標の公表、地域間比較やポジショニングの確認などインセンティブを設ける
- 日本全体で持続可能性に配慮した観光まちづくりを底上げすることも考えられる。

3. 参画予定：観光に関する定量的・定性的データの収集及び住民理解促進に関する調査事業（鎌倉市）

4. シンポジウム案 (0725 日本語のみバージョン)

テーマ：オーバーツーリズムへの取り組みと持続可能な観光の実現に向けて
ーベネチアの現状と観光地のモニタリング方法ー

日時 2019年10月21日(月)

場所 東洋大学125記念ホール(東洋大学白山キャンパス8号館7F、収容人数約150名)

主催 東洋大学大学院国際観光学研究科

後援 観光庁(依頼中)、beyond2020(依頼予定)、国土交通省国土政策研究所、(公社)日本観光振興協会、
日本観光研究学会、東洋大学地域活性化研究所

目的 持続可能な観光地域づくりにむけて大きな課題となるオーバーツーリズムに着目し、EUにおけるモニタリング指標であるETISについてMara Manente教授より説明いただくとともに、ベネチア市の現状と今後の取り組みを紹介いただく。さらに、国内外の研究事例を紹介し、オーバーツーリズムを抑制し、持続可能な観光地形成にむけた検討を行う。

参加費 無料

プログラム (司会 増子美穂(東洋大学大学院国際観光学研究科准教授))

1. 開会の挨拶 13:30-13:40 中挟知延子(同研究科長)

・東洋大学-ベネチア大学CISSETとの研究協定(Smart Tourism研究)

2. 本シンポジウムの趣旨について 13:40-13:50 古屋秀樹(同研究科教授)

3. ベネチアの現状とオーバーツーリズムへの取り組み 13:50-15:00

Mara Manente教授(Ca' Foscari University of Venice, International Centre of Studies on the Tourism Economy)

<https://www.unive.it/pag/20561/>

・ベネチアの現状と観光地保護取り組み

・ETISの概要、指標の考え方、活用方法について

ー休憩ー

4. 持続可能な観光政策のあり方に関する調査研究 15:15-15:50

調整中

5. オーバーツーリズムのモニタリング方法に関する一考察 15:50-16:20

古屋秀樹(同研究科教授)、黄印楷(同研究科博士前期課程2年)

・定性的評価にもとづくオーバーツーリズム評価方法について

・ビッグデータを用いた日本国内における潜在的オーバーユースのモニタリングについて

6. 意見交換 16:20-16:55

司会 古屋秀樹(同研究科教授)、

コメンテータ Mara Manente教授(前掲)、藤稿亜矢子(同准教授))

1)コメンテータより、他の発表へのコメントならびにオーバーツーリズム全般に対するコメント

2)発表者からの回答

3)フロアとの質疑応答

7. 閉会の辞 16:55-17:00 中挟知延子(東洋大学大学院国際観光学研究科長)

事務局 東洋大学大学院国際観光学研究科 古屋秀樹(furuya@toyo.jp, Tel.03-3945-8193) 以上



北海道大学 観光学高等研究センター 客員教授
小林 英俊（こばやし ひでとし）

日本におけるエコツーリズムの第一人者、コミュニティーベースツーリズムを中心に観光と地域の関わり方についての知見豊富

<略歴>

- ・1972年東京大学農学部卒業
- ・1972年株式会社日本交通公社（現JTB）後、海外旅行支店長を経て、観光マーケティング部長として旅行市場の調査分析に従事
- ・その後、(財)日本交通公社の理事として各地の観光振興計画に関わる
- ・北海道大学観光学高等研究センター教授、青森大学観光文化研究センター長を経て現在に至る

<備考>

- ・WTOなどの国際会議での講演多数
- ・フランス政府をはじめ豪州やNZ観光局の観光アドバイザー等を歴任
- ・豪州、オーストラリアを中心に海外のエコツーリズム事例にも詳しい

持続可能な観光に関連する主な活動、研究論文・寄稿・講演録など
小林 英俊

92年:リオデジャネイロ、地球環境サミットをきっかけに「観光と環境」研究開始

94年の寄稿

『カカドゥ国立公園のエコツーリズム』（国立公園527号'94.10）

95年の寄稿

『環境と観光』（「トランスポート」運輸省機関誌'95.6）

『環境教育と観光の接点』（「ロアジール」余暇開発センター'95.5）

『観光の新しい流れー環境をどう生かすかー』（「FURUSATO」ふるさと財団'95.12）

95年1月:「JATAエコツーリズムセミナー」パネリスト（JATA）

95年度:「持続可能な観光の推進に係わる現場指針案の検討に関する調査」委員
財団法人国際観光開発研究センター（ITDIJ）・運輸省

96年2月:「第2回JATAエコツーリズムセミナー」コーディネーター（JATA）

96年6月:「REGIONAL SYMPOSIUM ON NATURE TOURISM-Toward enhancing Sustainable Development of Tourism」（Sarawak Development Institute）マレーシア・ムルにて「日本の観光市場におけるエコツーリズム」講演

報告書 『Eco-tourism: Issues & Expectation of Japan's Perspective』

96年11月:「エコツーリズムセミナー」パネリスト（マレーシア政府観光局）

96年度:「西表島エコツーリズムガイドライン策定委員会」座長代理（環境庁自然保護局）

96年度:「JATAエコツーリズムガイドライン検討委員会」委員（JATA）

97年1月:「PATAエコツーリズム&アドベンチャーーツアー会議」参加（サバ州）
6月:「西オーストラリア・エコツアーワークショップ」参加

受賞:『エコツーリズム賞』（ANTOR:在日外国政府観光局代表協議会）

98年(平成10年) 南大東島「島まるごとミュージアム基本構想」委員

3月:「エコツーリズム推進協議会・設立記念シンポジウム」パネリスト

7月:「第3回JATAエコツーリズムセミナー」コーディネーター

7月:トラベル懇話会・本間記念ゼミ講演「エコツーリズム」

「旅の楽しさの中に自然保護をみる」『Travel Management 1998.10月号』

9月:JICA研修コース「Sustainable TOURISM DEVELOPMENT」講義

11月:未来観光マーケティング研究会「エコツーリズム」講演

その他、余暇開発センター、上屋久町、二戸市、富山県、茨城県等で「エコツー

リズム」に関する講演

99年（平成11年）

寄稿：「21世紀のキーワードはサステイナブルツーリズム」 SMFvol110.99.01

2月：ニュージーランド・ツーリズムミーティング（オークランド）

「**Ecotourism in the Japanese Travel Market**」講演

2月：フロリダ州・エコツーリズム調査 12日間

5月：沖縄・東村エコツーリズム協会設立総会記念講演

7月：ドイツ・オーストリア視察「**環境対策・エコホテル認証制度**」視察

ガルミッシュ、レッヒ、ゼーフェルト、チロール州各観光局

報告書1999年度観光文化振興基金助成研究

**『ヨーロッパにおける環境と観光—オーストリアの環境に配慮した
観光地づくりとエコホテル認証制度』**

9月：JICA研修コース「Sustainable TOURISM DEVELOPMENT」講義（ITDIJ）

10月：オーストラリアエコツーリズム国際会議（EAA会議）・

12月：JATA「エコツーリズムセミナー」コーディネーター（JATA）

2000年（平成12年）

2月：オーストラリア政府観光局（ATC）・JAPAN Forum シドニー講演
カンガルー島エコツアー視察

4月：日本・ニュージーランド観光会議（クライストチャーチ）講演
南島エコツーリズム視察

6月：北海道開発局「自然体験型エコ旅行の薦め」シンポ コーディネーター

ニセコ・ラフティング、日高・乗馬、オロフレ岳トレッキング

報告書『地域資源の観光活用を考える』

7月：日本エコツーリズム協会3周年記念大会・裏磐梯 パネリスト

報告書『21世紀へのエコツーリズムへの展望』

9月：天売島・エコツアーシンポ 講演「日本型エコツアーの可能性」

報告書『エコツアーフォーラム in TEURI』

11月：オーストラリアエコツーリズム国際会議（EAA会議）

ビクトリア州フィリップ島 NEAPエコツーリズム認証制度

ロードハウ島の環境対策視察

長崎観光大学 講師「対馬におけるエコツーリズムの展開」

「森林環境整備推進協力金制度の調査研究」委員 林野庁

「山岳系観光地における環境問題（ツーリズムエコロジー）」委員

2001年（平成13年）

寄稿：『観光地の自律性』（月刊観光No. 418 2001.08.）

- 1月：加賀エコツーリズム研究会 講演
宮古島エコツーリズム講演会 講演
- 2月：MOTエコ委員会 屋久島現地調査
- 3月：MOTエコ委員会 箱根現地調査
ハワイ島・ミッドウェイ島 エコツーリズム視察
- 6月：環境認証制度Green Globe(GG)監査人(auditor)講習受講
- 7月：スイス カーフリーリゾート視察
- 9月：日本エコツーリズム協会(JES)国際会議・裏磐梯
世界のエコツーリズム認証制度について報告(パネリスト)
報告書 分科会『エコツーリズム推奨制度とその活用』
- 10月：オーストラリアエコツーリズム国際会議(EAA会議) ロットネス島
会議後シャークベイ、モンキーマイアなど視察
- 12月：浜中町エコセミナー・講演

2002年（平成14年）

寄稿：「環境と観光の新しい関係」（『月刊観光No. 434』12月号）

『国家的課題としての観光-21世紀のわが国における役割』経済調査協議会

- 1月：ウトロ・エコセミナー講師 知床
- 2月：根室エコセミナー・講演 根室
- 3月：白山エコツーリズムセミナー 講演
報告書『白山・手取川 エコツーリズム研究会』
- 4月：『エコツーリズム教本』（平凡社）出版 日本初のエコツーリズム本
- 5月：「The world Ecotourism Summit」 Quebec会議
米エコツーリズム協会によるエコツーリズム特別講習受講
- 10月：オーストラリアエコツーリズム国際会議(EAA)・ケアンズ
- 11月：国際エコツーリズム大会 沖縄 コーディネーター
報告書『エコツーリズム国際大会・沖縄 環境にやさしい観光の実践』

2003年（平成15年）

民族学博物館 共同研究「文化遺産管理とツーリズム」研究員

飯田市エコツーリズム研究会 座長

屋久島エコツーリズム委員会 委員

4月：静岡県エコツーリズム講演会 静岡市 講演

5月：ニュージーランド政府観光局・クライストチャーチ 講演

カイクウラの環境調和した観光について視察、町ぐるみで環境認証制度挑戦

10月：地域活性化センター 金沢・講演 「21世紀の持続可能な観光地づくり」

報告書：『平成15年度 観光地域づくり研修会』地域活性化センター

12月：NZエコツーリズム視察 車排除で人気のアベルタスマン国立公園

「環境と経済の好循環委員会」（環境省）講師

2004年（平成16年）

2月：第1回ほんもの体験フォーラム（飯田）エコツーリズム分科会コーディネーター

3月：北海道アウトドア協会総会 ニセコ 基調講演

JATA「エコツーリズムセミナー」 コーディネーター

『TJ2004.04.05.号 JATAセミナー採録』

フランス政府観光局・パリ国際アドバイザー会議出席

ドルドーニュ地方 ラスコークⅡ等 文化遺産と持続可能な観光視察

6月：三重・熊野地域振興協議会 熊野市 エコツーリズム講演

Tourism Industry Conference in Cairns 会議参加とエコロッジ等視察

9月：ブラジル・アマゾン国際見本市参加とブラジルエコツーリズム視察

マナウスア・マゾン流域、パンタナール、イグアスなど

11月：オーストラリア政府観光局主催NT視察ツアー

エアーズロック・ダーウィン周辺のエコロッジ・エコツアー

山梨エコツーリズム推進会議 講演

12月：『環境と経済の好環境ビジョン』（株ぎょうせい）出版

第2章2「21世紀 新しい観光のかたち：エコツーリズム」担当

2005年（平成17年）

1月：宮崎県観光審議会「持続可能な観光を目指して」講演

：東洋大学「国際ツーリズム・シンポ」持続可能な社会開発 観光の視点から

講演「サステイナブルなツーリズムを目指して」

3月：飯田、「全国エコツーリズム大会」コーディネーター

4月：『自然保護とサステイナブルツーリズム』平凡社 出版

6月：WTO大津会議 講演 「自然保護に役立つツーリズムのあり方」

『世界観光機関WTO 大津会議 報告書』

TOURISM21 VOL20.夏号 講演、シンポジウムの採録

7月：環境省・自然保護管研修（所沢）講師「自然保護に役立つツーリズムのあり

方—環境保護とツーリズムの融合」

観光・環境に関わる主な公職歴（平成16年度17年度）

「エコツーリズム推進会議」委員・幹事会座長（環境省）

- 「沖縄美ら島ブランド委員会」委員（内閣府）
- 「半島振興対策研究会」委員（国土交通省）
- 「国際観光に資する地域資源活性化方策調査」委員（文化庁）
- 「霧島屋久国立公園エコツーリズム推進事業検討委員会」委員（環境省）
- 「森林セラピー基地審査委員会」委員（林野庁）
- 「文化遺産管理とツーリズム」共同研究員（国立民族学博物館）
- 「南信州エコツーリズム推進協議会」（飯田市）委員など

2006年（平成18年）

- 「環境影響評価技術手法調査」委員 環境省
- 「離島地域資源活用・産業育成モデル事業支援」委員 内閣府
- 「飯田地区エコツーリズム推進モデル事業」委員 環境省・飯田市

受賞：フランス国政府 観光功労賞金メダル

- 1月： 衆議院若手議員83会 講師「エコツーリズムの考え方と現状」
オーストラリア政府観光局・タスマニアエコツーリズム視察
- 3月： **自民党観光特別委員会** 講師「これからの観光—エコツーリズム—」
エコツーリズム法制定に向けて

飯田・住民向けエコツアーワークショップ 山本地区・南信濃地区

『文化遺産マネジメントとツーリズムの持続可能な関係構築に関する研究』

国立民族学博物館 調査報告 61 出版

「第7章 自然遺産管理とツーリズムが共存する仕組み」担当

- 4月：PATA年次総会（パタヤ）パネリスト 会議後チェンマイ・メホンソンのエコ
ツーリズム視察
- 6月：一橋大学講義「観光の新潮流 エコツーリズム」
『2006年度 ツーリズム産業論 講義録』日本ツーリズム産業団体連合会
- 7月：熊野エコツーリズムシンポ コーディネーター
松本市エコツーリズム研究会（乗鞍高原）講師
- 8月：中国・貴州 コミュニティツーリズム調査
- 9月：ガラパゴス諸島エコツーリズム視察（日本ガラパゴスの会企画）
JTA・環境省共催「エコツーリズムフォーラム」 コーディネーター
日本ハワイ経済調査協議会（名古屋）「ハワイにおけるエコツーリズム」講演
講演録 日本ハワイ経済調査協議会会報誌 2007vol. 27

2007年（平成19年）

寄稿：「自然環境管理とツーリズム」『民博通信119号 2007.12.』

- 1月：琉球大学講義「エコツーリズムの今日的意義と可能性」
- 2月：京丹後市久美浜町講演「環境との共生で魅力的な地域づくりを」
- 3月：国交省 都市・地域整備局 観光勉強会講師

「エコツーリズムの今日的意義と可能性」

森林セラピーマネージャー中央研修会 講師「森林環境の観光的価値」

10月：京丹後市講演 「持続可能な観光を目指して」

11月：ブータン エコ・コミュニティツーリズム視察

12月：民博研究会 「自然遺産管理におけるエコツーリズムの役割」 発表

2008年（平成20年）

研究発表：「コミュニティ・ベースド・ツーリズムに関する調査研究 貴州編」

J(TBF自主研究レポート 2007・2008)

1月：琉球大学講義「エコツーリズムの今日的意義と可能性」

6月：早稲田大学講義「新しい観光のかたち エコツーリズム」

10月：網走市「地域の環境や景観を考えるフォーラム」講演

ニュージーランド、エコ・コミュニティツーリズム視察

クライストチャーチ、カイコウラ、ウェリントン、ロトルア

オークランド、カウリの森

11月：白神藤里町 エコツーリズム入門講座 講師

『平成20年度 白神山エコツーリズム 人材育成講座 講義録』

国際観光施設協会 景観シンポ パネリスト

「環境・コミュニティ・ツーリズムのトライアングルが持続性を生む」

『観光施設 2009.01.No.216 景観シンポ採録』

2009年（平成21年）

1月：豊岡市 「コウノトリを活かしたエコツーリズム」 講師

『平成21年度 コウノトリと共生する地域づくり講座 講義録』

5月：日本造園学会全国大会シンポジウム 環境を保全する持続可能なツーリズム

7月：日本の森・滝・渚全国協議会総会・シンポジウム 基調講演

2010年（平成22年）

研究発表：「コミュニティ・ベースド・ツーリズムに関する調査研究 ブータン編」

「コミュニティ・ベースド・ツーリズムに関する調査研究 ニュージーランド編」

(JTBF自主研究レポート 2009・2010)

CATS叢書 「コミュニティ・ベースド・ツーリズム研究-世界の実践事例に学ぶ成功の鍵」 2010.03発刊

2011年（平成23年）

白川村 「観光計画策定委員会」委員

2月：環白神エコツーリズム推進会議 設立総会 基調講演

2012年（平成24年）

3月：飯田市環境認証委員会

- 10月：オーストラリアエコツーリズム国際会議 ケアンズ
- 2013年（平成25年）
- 2月：奄美大島 講演 「エコツーリズムを活用した地域の魅力づくり」
- 2014年（平成25年）
- 9月：白馬村 ゼロエミッションシンポ 基調講演
「環境が魅力となる観光の時代」
- 2015年（平成27年）
- 7月：白馬村 ゼロエミッションシンポジウム 講演、コーディネーター
- 2016年（平成28年）
- 2月：沖縄エコツーリズム協会 東村 講演



キャニオンズ（アドベンチャーツアー会社）
代表取締役
Mike Harris（まいく はりす）

安全基準や自然配慮のルールを徹底したラフティングで、みなかみに観光客を呼び込むアクティビティの安全に担保した認定・資格制度の確立を目指す

<略歴>

- ・1973年 ニューージーランド生まれ
- ・1992年 オタゴ大学にて日本語と会計学を学ぶ
- ・1994～96年 オタゴ大学卒業後、長野県白馬村、みなかみなどのロッジやアウトドア会社に勤務
- ・1996-1998年 ニューージーランド、ネパールにてラフティングガイド、キャニオニングガイド
- ・1998-1999年 みなかみ町のアウトドア会社転職、キャニオニング部門設立
- ・1999-2000年 みなかみでキャニオニング・ラフティングツアーマネージャーとして勤務
- ・2000年 みなかみで独立し、キャニオニング専門会社キャニオンズ設立（4月）
- ・2017年 みなかみ町観光協会理事就任
- ・2018年 環境省国立公園満喫プロジェクトアドバイザー

<備考>

- ・地域や国と連携して、世界基準のキャニオリングを日本の自然を生かしてして取り組む
- ・自然を保護しながら観光客を受け入れるコンテンツとしてのラフティングなどのアウトドアアクティビティを基盤にサステナブルツーリズムを推進
- ・世界基準の野外指導者養成や、日本の野外指導者養成にも注力



飛騨市観光協会戦略アドバイザー 山田 拓 (やまだ たく)

地域に根付いた活動家

<略歴>

- ・横浜国立大学大学院工学研究科修了
- ・(株)プライスウォーターハウス・コンサルタント(現・IBM)に就職
- ・上記会社退職後、(株)モンベル等の支援を受け、夫婦で525日間の世界放浪を経験
- ・2007年 飛騨市観光協会戦略アドバイザーに就任し、「クールな田舎をプロデュースする」(株)美ら地球を創設

<備考>

- ・(株)美ら地球代表取締役(里山エクスペリエンスという着地型ツアー事業を提供)
- ・2013年「地域づくり総務大臣表彰」にて個人表彰を受賞
- ・NPO法人日本エコツーリズム協会 正会員



国連世界観光機関 駐日事務所

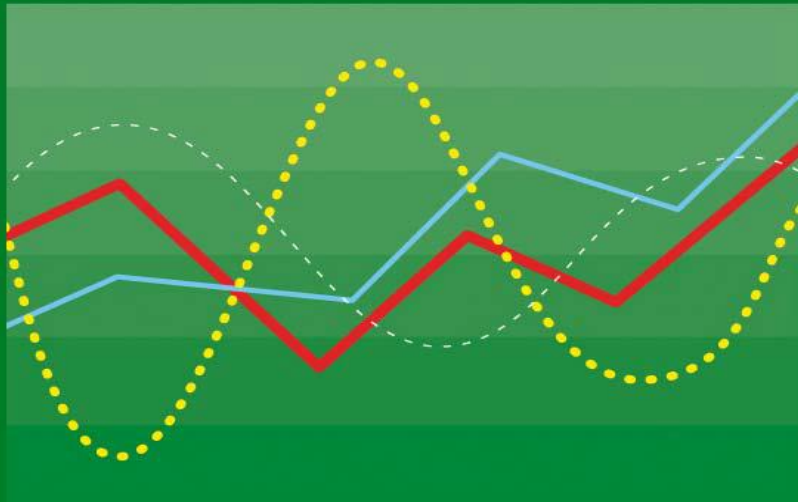
UNWTO 持続可能な観光における指標 (Indicators of Sustainable Development for Tourism Destinations)

資料9



Indicators of Sustainable Development for Tourism Destinations

A Guidebook



- 20カ国、63名の専門家が参画して2004年に開発
- 13のテーマ別に具体的指標を提案
- 18の地域特性に応じた指標を提案
- 世界の事例紹介

13のテーマ別指標

地域コミュニティの
幸福

文化資源の保全

地域コミュニティの
観光への参画

観光客の満足度

健康と安全

観光による経済的便益
の獲得

貴重な天然資源の保護

希少な天然資源の管理

観光による負の影響の
軽減

観光活動の管理

観光地計画と管理

観光商品・サービスの設
計

観光管理とサービスの
持続可能性

13のテーマ別指標(詳細)

(赤字: 基礎的指標 (Basic Indicator))

地域コミュニティの幸福

- ・観光に対する地域コミュニティの満足度
- ・観光が地域コミュニティに与える影響
- ・地域住民の重要資産へのアクセス

文化資源の保全

- ・建造物の保存

地域コミュニティの観光への参画

- ・地域コミュニティの参画・意識向上

観光客の満足度

- ・観光客満足度の維持
- ・アクセスの容易さ

健康と安全

- ・健康
- ・国際的な伝染病への対応
- ・観光客の安全
- ・地域コミュニティの治安

観光による経済的便益の獲得

- ・観光の季節性
- ・リーケージ(漏出)
- ・雇用
- ・地域コミュニティへの経済的便益
- ・観光と貧困削減
- ・観光産業の競争性

貴重な天然資源の保護

- ・重要な生態系の保護
- ・海水の質

希少な天然資源の管理

- ・エネルギー管理
- ・気候変動と観光
- ・水資源の利用と保全
- ・飲料水の品質

観光による負の影響の軽減

- ・下水処理
- ・固形廃棄物(ごみ)管理
- ・大気汚染
- ・騒音対策
- ・観光施設・インフラによる景観への影響の管理

観光活動の管理

- ・利用頻度の管理
- ・イベントの管理

観光管理とサービスの持続可能性

- ・観光事業における持続可能性と環境管理

観光地計画と管理

- ・地域計画への観光部門の組入れ
- ・開発管理
- ・観光関連の輸送

観光商品・サービスの設計

- ・観光ルートの開発
- ・多様な体験の提供
- ・持続可能な観光に向けたマーケティング
- ・観光地イメージの保全

基礎的指標 (Baseline Indicators)

テーマ	基礎的指標
観光に対する地域コミュニティの満足度	観光に対する地域コミュニティの満足度 (アンケート調査)
観光が地域コミュニティに与える影響	地域住民に対する観光客の割合
	観光が新たなサービス・インフラをもたらしたと感じる住民の割合(アンケート調査)
	地域コミュニティで利用可能な社会サービスの数・容量
観光客の満足度	観光客の満足度(アンケート調査)
	リピーター割合
観光の季節性	観光客数(月別、四半期別)
	許可を受けた宿泊施設の稼働率(月別稼働率、及びピーク月稼働率に対する割合)
	通年営業している事業所の割合
	長期雇用または通年雇用者数の割合(臨時雇用者数との比較)
地域コミュニティへの経済的便益	観光セクターで雇用されている地域住民の割合
	地域コミュニティにおける全体収入のうち観光産業が占める割合
エネルギー管理	1人あたりのエネルギー消費量
	省エネプログラムを有している、もしくは省エネ方針・技術を適用している企業の割合
	エネルギー消費に占める再生可能エネルギー消費の割合

基礎的指標 (Baseline Indicators)

テーマ	基礎的指標
水資源の利用と保全	観光客による水の使用量(全体消費量、1人、1日単位等)
	節水量
飲料水の品質	飲料水の国際基準に合致した水施設を有する観光施設の割合
	水に起因する疾患発生頻度
下水処理	デスティネーションからの下水のうち適切な処理を受ける割合
	下水処理施設を備えた観光施設の割合
固形廃棄物(ごみ)管理	観光地からの排出量
	総排出量に占めるリサイクルされたごみの割合
	公共の場に廃棄されたごみの量
利用頻度の管理	観光客総数(平均値、ハイシーズンの平均値)
	単位面積(1㎡または1km ² あたりの観光客数(平均値、ハイシーズンの平均値))
開発管理	観光部門を含む土地利用・開発計画の有無
	規制下に置かれている区域の割合

地域の特性に応じた指標(18種類)

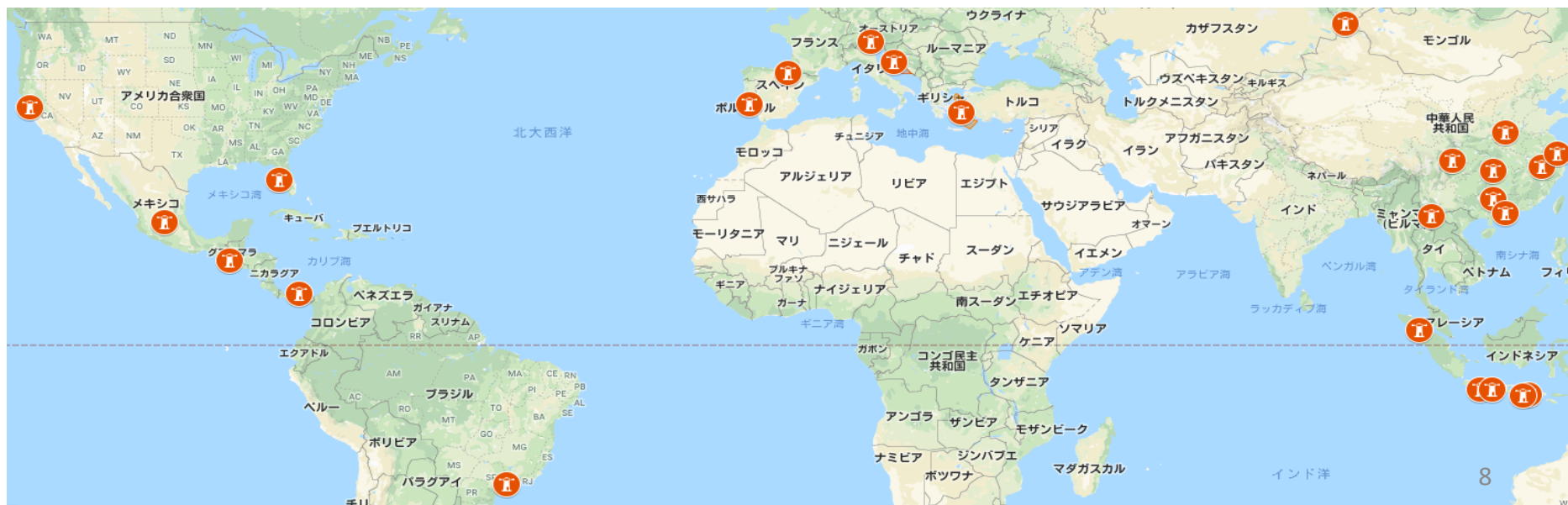
沿岸地帯	ビーチ	スモールアイランド	砂漠/乾燥地帯
山岳地帯	自然・生態学的に 敏感な区域	エコツーリズム デス ティネーション	公園 & 保護地域
保護地域内のコミュ ニティ	トレイル(小道) /ルート(国道)	歴史的建造物	小規模で伝統的な コミュニティー
都市観光	会議/コンベンション センター	観光の発展を模索 するコミュニティー	テーマパーク
	ウォーターパーク	クルーズ	

持続可能な観光指標を活用したUNWTOの取組

資料9

The UNWTO International Network of Sustainable Tourism Observatories (INSTO)

- 2004年より開始。観光地単位でUNWTOの開発した持続可能な観光指標等に基づいてモニタリングを行うネットワーク。
- 現在、25つのオブザーバトリーが存在
- 中国(9)、インドネシア(5)、アメリカ(2)、ブラジル(1)、クロアチア(1)、ギリシャ(1)、メキシコ(1)、ニュージーランド(1)、ポルトガル(1)、イタリア(1)、パナマ(1)、スペイン(1)



INSTOの目的・特徴



資料9

➤ **エビデンス・ベースの政策形成**

➤ **包括性**: 経済のみならず、環境、社会・文化に関するデータも重視

➤ **参加型**: 地域のステークホルダーでワーキンググループを形成
(行政、民間セクター(DMO、観光協会、ホテル、旅行会社等)、学術研究機関、NGO等)

➤ **継続性**: 定期的なモニタリングを長期スパンで実施

➤ **ネットワーキング**:
オブザーバトリー間でのベストプラクティス・情報共有



モニタリングすべき9分野

観光業の
季節性

雇用

地域の経済便益

ガバナンス

地域の満足度

エネルギー管理

水質管理

汚水管理

廃棄物管理

+α

地域の課題に対応する
独自指標

アウトドア・スポーツ・ツーリズム(イタリア、South Tyrol)

アクセシビリティ・モビリティ(イタリア、South Tyrol)

マリン・ツーリズム(インドネシア、Bali)

地域コミュニティ、ツーリズムクラスター(ポルトガル、Alentejo)

※UNWTOが開発した指標や、GSTCの指標等を用いてモニタリングを行う

INSTO申請に関する手続き

【申請前】

①アプリケーションフォーム (Application Form)	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請者の概要 ● モニタリングを行う地理的範囲、人口、観光拠点等 ● 関係者一覧
②デスティネーション・プロフィール (Destination Profile)	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光産業がGDPに占める割合 ● 過去3年間の国際観光客、国内観光客の数(ピーク月、四半期) ● ソース・マーケット上位5か国 ● 宿泊施設数 等
③事前研究レポート (Preliminary Report)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の現状分析 ● 現状のモニタリング体制 ● 短期・中期・長期目標 等
④国からのサポートレター	フォーマット有

【申請後】

⑤関係者ワークショップの開催	設立許可から1年以内にワークショップ開催
⑥進捗レポート (Annual Progress Report)	毎年UNWTO宛てに提出する必要あり

持続可能な観光指標に関する検討会関係 今後のスケジュール

2019年8月
観光庁

- 第1回 持続可能な観光指標に関する検討会(2019年8月23日)
 - ・ 日本版持続可能な観光指標作成にかかる方向性
 - ・ 「日本版」の解釈
 - ・ 日本版持続可能な観光指標作成後の課題

- 第2回 持続可能な観光指標に関する検討会(2019年10月30日)
 - ・ 地方自治体ヒアリング①
 - ・ 指標案の内容

- 第3回 持続可能な観光指標に関する検討会(2019年12月10日)
 - ・ 地方自治体ヒアリング②
 - ・ 日本版持続可能な観光指標(仮)の作成
 - ・ ツールキット案

- 日本版持続可能な観光指標(仮)の試験実施(2020年1月)

- 第4回 持続可能な観光指標に関する検討会(2020年2月)
 - ・ 日本版持続可能な観光指標のとりまとめ

- 持続可能な観光推進本部(2020年3月)
 - ・ 第4回検討会における取りまとめ結果の報告
 - ・ 日本版持続可能な観光指標の審議・承認

以上